

令和7年白川町議会第3回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 令和7年9月25日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3

議第45号 令和7年度白川町一般会計補正予算（第2号）

議第46号 令和7年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第47号 令和7年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第48号 令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第4

認第1号 決算の認定について

日程第5 閉会中における総務常任委員会の継続調査について

日程第6 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 伊佐治優議員、 2番 野尻悟議員、 3番 杉山哉史議員、
4番 三戸勝徳議員、 5番 佐伯好典議員、 6番 梅田みつよ議員、
7番 藤井宏之議員、 8番 田口守也議員

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 佐伯正貴君、	副町長 安江章君、
教育長 鈴村雅史君、	総務課長 大岩裕樹君、
企画財政課長 西野仙幸君、	庁舎整備室長 竹腰耕太郎君、
振興課長 渡口彰規君、	町民課長 長尾茂気君、
保健福祉課長 長尾ひろみ君、	農林課長 安江宏行君、
建設環境課長 中村豊君、	教育課長 鈴村幸祐君、
会計管理者 三ツ石克明君	

6. 職務のために出席した者

事務局長 今井秀明君、	書記 田口栞君、
書記 小池撫子君	

7. 会議の経過

（議長 8番 田口守也議員）

議 長

おはようございます。お彼岸を迎えまして、暑さも少し和らぎまして、心地よい秋の気配を感じる季節となりました。田んぼの畔には彼岸花が、咲き誇りました。また、稲

穂も稲刈りがほとんど済まされて、ほっとされてみえることと思います。今年の収穫量はですね、昨年並みということで聞いておりますので、大変収穫のありがたさを感じるこの頃でございます。

皆様には、引き続きですね。体調等十分注意をいただきまして、町政の発展のため、町民のためにご活躍をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、令和7年白川町議会第3回定例会一般質問を行います。質問答弁を通じて、より良い町政運営につながりますよう、実のある議論が交わされることを心より期待をいたしております。議員各位、執行部の皆さん、どうぞ建設的かつ前向きな対応をお願い申し上げまして、簡単ですが冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員は、全員であります。よって、会議は成立いたしました。

議 長

ただいまから、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 杉山哉史議員、4番 三戸勝徳議員を指名いたします。

◇日程第2 一般質問

日程第2「一般質問」を行います。

今回の一般質問は、4番 三戸勝徳議員、2番 野尻悟議員、5番 佐伯好典議員、1番 伊佐治優議員、以上4名から通告されており、通告順にこれを許します。

一般質問は、申し合わせにより、今回から大項目ごとにまとめて質問する一括方式を取り止め、小項目ごとに質問する一問一答方式により行います。制限時間は、質問のみで30分とし、質問回数に制限はなく、執行部には反問権を認めております。また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等を行わないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

4番 三戸勝徳議員。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

初めに私事で恐縮ですが、先般の白川町議会議員選挙におきまして、多くの皆様にご支援を賜りまして、２期目の当選を果たすことができました。今一度初心に返り、そして、自分の職責を全うすべく精進してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回、私は、町議会議員選挙における投票率の考察と今後に向けた取り組みについて、質問をさせていただきます。

白川町における国政選挙及び地方選挙の投票率の高さは、常に県内でもトップクラスであり、投票率向上のため、啓蒙活動等にご尽力いただいております選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会の皆様のご苦勞に対し、この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、先般行われました白川町議会議員選挙では、今回より定数が１削減となり、議席数８に対し１０名が立候補し、３回連続の選挙戦となりました。そこで投票率に目を向けますと、前々回が７７．４１％、前回が７７．９７％、そして今回が７２．６２％となっております。今日の投票率は、前々回と比較し４．７９ポイント、前回と比較すると５．３５ポイント下回っており、過去最低となりました。また、直近に行われました、本年７月の参議院議員選挙の投票率と比較しますと、わずか２．４ポイント上回っていますが、昨年１０月の衆議院議員選挙との比較では０．９７ポイント下回っていることがわかりました。最も身近で密接といわれる町議会議員選挙でありながら、最近の国政選挙とさして変わらない投票率であったことも踏まえ、今回の選挙の考察と今後に向けた取り組みについて質問させていただきます。

一つ目の質問ですが、今回の選挙戦では、私自身に対し発信力が弱いといったご指摘や、議会としての広報・広聴活動が満足のものではなかったという厳しいご意見も伺っており、大いに反省をしているところです。こうしたことが議会への関心低下につながり、ひいては投票率に悪影響を及ぼす要因の一つにもなっているとは思いますが、この点以外で今回投票率が下がり過去最低となった主な要因は何であったと考えますか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

三戸議員から、先日行われました町議会議員選挙の状況についてご質問をいただき、この場で報告する機会を賜りましたことに、感謝申し上げます。

まず、投票率の推移を見てみますと、平成２１年には８５．８９％、平成２９年には７７．４１％、令和３年には７７．９７％、そして今回７２．６２％と過去最低となり、前回比で５．３５％減少いたしました。

今回の選挙は、議員定数を９名から８名へ削減して初めての選挙であり、１０名の候補者による５日間の選挙戦となりました。投票率の維持を期待しておりましたが、残念

ながら低下するという結果となっております。町では、平成27年3月には投票区を14から11に統合し、その後、コロナ禍への対応や、投票所の狭さ、駐車場の不便などが課題となってまいりましたので、令和4年7月の参議院議員選挙以降は、町民会館および各地区ふれあいセンターの5投票所に再編し、バリアフリー化や駐車場の確保、空調設備の整備など、環境改善を進めてきたところです。それでも、今回の投票率低下の要因としては、これまで投票に熱心であった年齢層が高齢化により投票困難となっていること、また、若年層の投票率が低いことが大きいと考えております。かつては、開票所に多くの傍聴者が集まるなどの熱気も見られましたが、今回はそうした盛り上がりにも欠けた印象を持っております。投票率向上には様々な取り組みが必要であり、今後調査・研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

要因として2、3挙げられましたけども、私がその中でも一つこれはというところが、現在、投票所が各地区に一か所しかないということで、投票所が削減されたというところにあるのではないかなというふうに思います。自宅から投票所までの移動が困難になる人が増えたということになるわけですけども、そうした人に対し、公共交通、おでかけしらかわの送迎支援というものがありますが、これの利用状況はどの程度あったでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

投票に出向くことが難しい方に向けて、町ではおでかけしらかわを活用した無料送迎支援を実施しております。期日前投票、投票日ともに利用可能で、前回の選挙では40名の方が利用され、その数は年々増加しているという状況でございます。投票所以外にも、病院やスーパーの利用と組み合わせることができるという点で利便性が高いと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

利用される方が増加傾向ということで、やはり無料であり、また利便性も高いという
ようなことが要因だと思いますけども、しっかり周知されてきた結果でもあるのかなと
いうようなことも思います。

ただ一方ですね、それでも困難という方も一定数おみえであると思います。そうし
た方に対し、町職員が公用車で自宅と投票所への送迎を行っているという自治体もあ
るというふうに聞いておりますけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

公用車での送迎についての質問をいただきました。公用車による送迎につきましては、
まずはおでかけしらかわでの対応ができないかを調査した上で、そのニーズを把握して
いきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

ぜひ検討はしていただきたいというふうに思います。それとですね、投票意欲はあつ
てもですね、高齢とか、障がいがあるというようなことで、自力で投票所へは行けない
という人を対象に予約申し込み制ってところが多いと思うんですけども、移動式の
期日前投票所を設ける、そんな自治体も増えているように聞きます。この点については
どう考えられるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

現在はですね、投票所へ来ていただくおでかけしらかわでの対応をしております、
移動式の期日前投票所は設けていないというのが現状でございます。移動式の期日前投
票所と町の送迎支援、両方を実施している自治体の事例を参考にしながら、各地区へ出
向く方式についての必要性についても今後検討していきたいと考えております。よろし
くお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

これもですね、検討していただきたいという中に、来年早期にですね、導入予定の多目的災害対策車両マルモビというものがありますけども、これをですね、移動式の期日前投票所として、活用することもありかなというふうに思いますけども、この点はいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

令和8年の2月末に導入を予定しております、多目的災害車両マルモビの活用について答弁をいたします。この車両は、災害時の物資輸送、また避難所の支援という目的で導入する予定でございます。この車両を移動式の期日前投票所として活用するかどうかについては、その体制づくりであったり、そのニーズを把握した上で進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

多目的車両ということですので、ぜひそういったことにもですね、活用していただければというふうに考えますので、これもぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それと、答弁の中にはありませんでしたけども、中にはですね、共通投票所なんですけども、これが利用できるっていう認識不足からですね、棄権をされると、棄権に至ったという有権者の声も聞いております。これは三川地区の方で投票所は蘇原ふれあいセンターとなっているんですけども、その方にとっては、町民会館の方が近いということで、そういう認識のもとでですね、面倒だからという理由になったのかもしれませんが、距離的なことがあって、投票するのをやめたというような声もありました。こうしたことを考えますと、この共通投票所というものをですね、もう少ししっかり認識をしていただくための周知方法というものも含めて、答弁をいただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

共通投票所の周知の仕方について答弁いたします。共通投票所は、町内のいずれの投

票所でも投票できる制度でございまして、仕事帰りや買い物ついでに立ち寄れる利点がございまして。また、システムにより二重投票も防止をされているという状況です。

現状では選挙公報であったり、ホームページによって周知をしておりますけれども、まだその周知においては不十分であると考えております。今後は多様な方法を活用しながら、制度を広く浸透してまいりたいというふうに考えております。あわせて、当日投票できない方がございますので、不在者投票であったり、郵便投票についても、制度周知を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳議員)

4 番

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

昨年10月の衆議院議員選挙と今年7月に行われた参議院議員選挙はどちらも政権選択選挙ともいわれ、一定の盛り上がりはありましたが、最も身近であるといわれる町議会議員選挙の今回の投票率が、直近の国政選挙と比較してあまり変わっていない要因は、どこにあると考えますか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

全国的な状況を見ますと、令和6年10月の衆議院議員総選挙では全国平均が53.85%、令和4年7月の参議院議員通常選挙では52.05%と、いずれも低い水準で推移しております。本県においても、同様の傾向があります。しかし、本町では、令和7年7月の参議院議員選挙においても県内町村で上位に入る投票率を記録しており、国政選挙と町議会議員選挙とでは大きな差がない状況です。その要因としては、選挙の種類に関係なく、同じように投票する方が多いこと、また、投票所の環境改善など「投票しやすい環境づくり」を進めてきたことも影響していると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳議員)

4 番

これも要因を挙げていただきましたけれども、選挙の種類に関係なく、同じように投票をする方が多いということなんですけれども、これを言い換えればですね。政治に興味の

ない人は選挙の種類に関係なく投票しないということもいえるかと思います。最も身近な町議会議員選挙に関心を持っていただくためには、冒頭でも申しましたけども、私たち議会側の努力は不可欠でございます。それとはですね、別に、私は選挙公報の発行というものも有効な手段ではないかなというふうに考えます。これは提案になりますけども、議員個人がですね、個別に発行する選挙ビラもありますけども、同じ条件でない点と、新聞折込が主流ということもありまして、全ての世帯が見ることができないというデメリットもあります。その点、選挙公報は有権者からすれば全ての候補者を一覧で見ることができる。また、一覧で知ることができるという比較しやすいという点と、個別配布というものも可能であるという利点があります。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

選挙公報の発行は可能かについて答弁いたします。選挙公報につきましては、国政選挙では、選挙公報は義務付けられている一方で、町長選挙および町議会選挙については任意でございます。選挙公報を発行するには、条例で定める必要がございます、それが公職選挙法で示されているという状況です。ご質問のとおり、候補者の思いを町民に伝えることは重要であるというふうに考えます。町村選挙では、告示日から投票日までの期間が5日間と短く、データの収集、または印刷、配布まで行うには大きな制約があると考えます。特に期日前投票が多くなっている今、実現できるかどうか慎重に検討する必要があると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

この件についてはですね、私、実際、選挙期間中、生の声としていただいたものなんですけども、私自身も認識不足でありまして、国政選挙、知事選挙以外はこれはもう無理なことだと思い込んでましたら、条例を定めればそれも可能だということがわかりました。やはり選挙ビラについては、当然個人の思い等も含めてですね、それぞれの形でそれぞれの個性もあったりして出されているわけなんですけども、出されない方もいるという中で、はたして公平性っていうものもあるだろうかっていう声も聞いております。

また、特に年配の方ですと、そういったものが国政選挙とか知事選挙で目にとると、非常にわかりやすい、一覧できるというそんなことを言われました。ただ、今答弁にあ

りましたように、やはり国政選挙とか知事選挙、そういうものと比較すると本当に町村の選挙というのは5日間しかないということですからかなり厳しい、それはよくわかります。ただ、方法は考えればいくら出てくるのではないかと思いますし、郡内で富加町と川辺町でその条例を制定して、行っているところもあるというふうに聞いております。そういうことも含めてですね、これ費用もかかることではあるんですけども、やはりそういう生の声が実際にあるということも含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

確かに、富加町、川辺町で実施していると把握しております。この選挙公報は、新聞折込によりまして、投票日の前々日に配布されているというようでございます。限られた期間の中で対応できるかどうか、調査研究してまいります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

他の富加町、川辺町は新聞折込されているということですが、新聞折込ですとやはりね、日数がちょっとかかるということはあると思います。そういうところではですね、やはり自治会長経由で迅速に配布していただく、個別配布をしていただくということ。やはり新聞折込では今、新聞を取ってみえる人も少ないですし、ビラと変わらないんじゃないかっていう話になってきます。その辺のことも含めてですね、このことはですね、私はそういう思いで質問させていただいておりますけども、例えばですね、でき上がったらすぐにですね、町のホームページとかあるいはすぐメールとかですね、そういうもので掲載していくっていう方法もあろうかと思います。今、広報しらかわもですね、地区によっては非常に遅くしか手に届かないということもよく聞きますけども、そういうものであれば、すぐ閲覧できるということもありますので、その辺も含めてぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

今おっしゃられましたように、紙媒体での配布はある程度時間がかかるというふうに考えております。デジタル配信であれば、それは可能と考えられますが、公職選挙法で

あったり、条例に沿った形でこちらも検討していきたいというふうに考えております。
よろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

大丈夫です。選挙公報については、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次の質問、三つ目になりますけれども、全国的に若者世代の投票率が低いといわれていますが、本町における先般の町議会議員選挙と直近2回の国政選挙の年代ごとの投票率のデータがあれば教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

年代別の投票率はシステムにより集計が可能であり、8月の町議会議員選挙の結果では、50代後半から70代にかけては投票率が80%を超えており、非常に高い水準でした。

一方で、20代は40.4%から45.6%にとどまり、特に20代前半が低い傾向にあります。その要因として、住所は町内にありながらも、町外で生活する学生が多いことが影響していると考えられます。それでも本町では90歳以上の方でも約3分の1が投票に参加されており、幅広い世代に支えられていることがうかがえます。

また、直近2回の国政選挙における投票率データも集計しております。その中で、町議会議員選挙と参議院議員選挙を比較してみますと、54歳までと55歳以上で投票率を分けることができます。54歳までは、どの年代も、参議院選挙の投票率が高いこと、一方で、55歳以上の年代では、町議会議員選挙の投票率が高い結果となっております。個人的な見解ですが、その理由として投票できる期間の違いにあるのではないかと推察します。投票率が高いほど、地域の声が政治に反映されやすくなり、暮らしの課題解決につながると考えられますので、引き続き投票率向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

国政との選挙と比較してその選挙期間が短いということで、年代層によっては、なかなか行くのが、行きづらいといえますか、そういうこともあろうかと思います。あと考

えられることとしては、職場でその辺のことをしっかりと呼びかけている中での行動と
いうようなこともあるかと思いますが、やはり年代そのものを考えていきますと、
若年層の投票率が低いというのは大体予想通り、これも全国的なことであるわけですが
ども、やはりこの年代層はですね。この年代層の投票率を上げていくということにはで
すね、どうしたらいいかっていうところ、すぐにはできないことですので、やはり選挙
権を得るまでに行う主権者教育のあり方が大きいと思っております。そこで本町におけ
る主権者教育の実情をお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

三戸議員から本町における主権者教育の実情ということで、再質問を受けました。

このことに関してはまず、主権者教育の目的ということを最初に申し上げたいと思
いますが、これは文部科学省が決めていることです。政治の仕組みについての必要な知識
の習得、さらに主権者として、社会の中で自立し、他者と連携し、社会を生き抜く力や
地域の課題解決を、社会の構成員の一人として、主体的に担う力、こういった力を発達
の段階に応じて付けさせるものというふうに、文部科学省は発信をしております。こう
いった考えのもとに、本町の主権者教育の実情ということですが、先ほどの説明の前半
部分の政治の仕組みということについては、筆頭に上がるのが社会科の授業です。これ
が小学生から中学生にわたって、日本国憲法とか政治や経済の仕組みについて学ぶよう
に系統的に仕組まれているというのが、社会科の授業です。

本町で行っている小学6年生の、一部5、6年ですけど、こども議会も、その社会
科の授業の発展として位置付けられております。その他にも、主権者教育とつながるも
のとして、各学級、クラスとか、あるいは全校での係の活動とか、あるいは委員会の活
動というのも班長を決めて、目標を決めてみんなで取り組んでいく。生徒会の活動につ
いても、委員会ごとに、学校をより良くするために計画し、活動していくと。こうい
ったものも主権者教育というふうに捉えられます。後半部分の、その他者と連携をしなが
ら社会の課題を見つけ、その課題に対して解決を考えたり、提言していくというような、
こういった活動についても、本町ではよくなされていると私は思っております。

最近の例を挙げますと、白川中学校では昨年、総合的な学習で、白川の良さと同時に
白川の課題も見つけ、その課題についてはどんな取り組みができるか、中学生なりに考
えて、町民の皆さんに知っていただくと、こんなことを行いました。今年になってから
1年生は、名古屋市立大学との交流というところで名古屋市立大学へ行って、白川町の
良さ、自慢をしてくるというような活動もしております。この後、11月には総合的な
学習で学んできたことから、さらに課題について考えることを去年と同じように発信す

るというような、そういった取り組みもあります。その他、今年から立志式を3月に持っていくまして、2年生がそこで発表するというような場を考えています。これは2年生が1年間の職場体験とか、あるいは職業について考えるような場を経験しながら、白川町のことについて発表をするというふうに位置づけをしております。さらに、毎年6月には、少年の主張大会というものをやっていますが、これについても3年生が全員作文を書いて、主張をまとめ、その中の代表が発表すると、こういった形で白川町の、本町の自然や文化や、そして産業とか、そういったものについての良さと課題について発信をしていくというような形をとっております。地道な活動ではあるんですが、こういった積み重ねが大事だと思ってます。

議員の質問は、主権者教育と若者の投票率との関係にちょっと触れておられますけれども、なかなかそれを論ずることは難しいですが、教育委員会と学校で毎年調査しているものに対して、例えば第6次総合計画のアンケート項目に、「あなたはふるさと白川の課題を解決する方法を考えることがありますか。」ということに対して、年々これが高くなってきております。また、全国学力学習状況調査のアンケートにも、地域や社会をより良くするために何かしてみたいと思いますかという質問項目がありますが、これについても本町のこれは中学3年生が答えますけれども、この結果も高く、他の自治体と比べて本町は高いというふうに見ています。従って、今、具体的な実情の一部を紹介しましたが、こういった取り組みを重ねていくことで、それがやがては投票率の向上にもつながるのではないかなというふうな仮定のもとに現在の歩みを続けていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

今、答弁をいただきまして、本当に私もいろいろな子供と関わるような役をやっている中で、本当にそのとおりだなというところがたくさんあります。

中学生もですね、特に3年生ともなりますと、誕生日から3年後には選挙権を得ることになります。ますます身近な問題になってきますし、高校の中でもまた違った主権者教育っていうのをあるとは思いますが、やはり白川町だからこそということもありますけども、少人数であるということ、そして地域と密着。そしていろんな経験をしている子供たちでありますので、そういったますますですね、ふるさと教育というものをグレードアップしていったってですね、そういう思いが強くなる子供が育てばですね、やがて地域の中にも関心を持ってくれる、それが特に密接なこうした町議会議員選挙、町長選挙、そうしたことに結びついていくとそんなふうに考えますが、一点だけ

難しい質問になるかもしれませんが、この先ですね、白川町だからこそできる、主権者教育、こんなものがあればですね、どんな考えがあるか教えていただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

まず、白川町だからこそって言われると、どうしても先ほど答弁させていただいたように、白川町の地域性を生かした取り組みをしていくことがまず大事だと思います。さらにということでは、議会あるいは政治の仕組みをもう少し、さらに詳しく知るような活動について、教育課程の中に位置づけていくというようなことも、少人数だから可能だと思います。ただこれ、カリキュラムの問題になってきまして、学校の限られた時間の中で行うことの難しさがありますので、学校と連携していきたいと思います。例えば、7月に地区の教育長会で、こども議会のことについて交流する場がありました。その中で、小学校6年生全員がこういった議場に来て参加しているというような取り組みは本当に珍しかったです。ただし、これもあの時間がかかる内容ですが、少人数だからできてるかなとは思いますが。可児市の議会は、私立帝京可児小学校6年生へ出向いて、そういった授業をされたということも、1時間ですけどね、そういった話も交流の中でした。そういった近隣の様子も探りながら、少人数の良さを、動きやすいという良さを生かしながら、議員の皆様と一緒に考えていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳議員)

4 番

再質問ではありませんけども、やはり我々議会側としてもですね、今年の春に地域懇談会というものをやりまして、それなりの成果を得たわけですけども、やはりこういうことを考えたときには、私たちから足を運ぶ、学校へ足を運ぶということで、いわゆる出前講座とかですね、そういったことも考えていかなければならないのかなと。いろいろ制約等もありますので、簡単にはできないかもしれませんが、そういったことも含めてですね、私たちも考えていかなければいけないなということを感じております。

再質問はございません。あとですね、時間が少しありますので、私の思いを少し語らせていただきます。今回、投票率向上に向けた今後の取り組みについて質問をさせていただきましたが、これは行政だけではなく、我々議会も考えていかなければならない課題でありますし、加えて、例えば先ほども申しましたが、自力で投票所へ行けない人に

対しては親戚や隣近所はもとより、地域全体で取り組むという、いわば共助強化の一環として捉えることもできます。また、主権者教育におきましては、郷土を愛し、地域の一員であることの認識を深め、ひいては地域課題に関心を持つ若者を育てる。そのことがつながっていくということで、これは単に選挙権の行使を促すだけではなく、白川町が大好きな子供たちを社会に送り出すためでもあります。今回は選挙という観点を一つのきっかけとしましたが、今後も地域の絆づくりと、そして地域の宝である子供たちのよりよい成長を支えていきたいと思っております。

以上所見を述べさせていただきます、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

4 番 三戸勝徳議員の質問を終わります。

次に、2 番 野尻悟議員。

(2 番 野尻悟議員)

2 番

よろしくお願いします。最初に、私は初当選をしまして初の議会ですので、いろいろわからない所作だとかありますので、お許しをいただきながら質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は3問、質問を用意させていただいてます。まず1問目からさせていただきます。町道小原線の交通対策について、最初質問させていただきます。

以前より、天神橋南詰から白川中学校前交差点までの通りに居住する住民の方は、車両のスピード超過や交通安全マナーの低下により、地域住民や通学の子供たちの安全が脅かされていると感じていましたが、今回の新庁舎建設により、進入経路がバイパス側ではなく町道小原線側になったことで、関係車両の流れが変わり、通過車両の増加が予想されるなど不安要素が大きくなってきたことから、地元自治会長による白川町交通安全対策協議会及び加茂地区交通安全協会への嘆願書提出に及んだと考えています。

特に以下の3点での問題が提起されております。朝夕時間帯での車の速度超過、道幅が大変狭いので、大型車とのすれ違いが難しい、地区住民の高齢化により、歩行時の安全確保が心配であるというような懸念が住民の中にはあります。こうした観点をもとに質問をさせていただきます。

最初の質問です。町道小原線において、現在数が少ない制限速度看板等の設置を増やすことについてはどうお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

町道小原線は、天神橋から新田農機商会さんまでの区間となっておりますが、この路線は、道路と民地の間がほとんどないため、公有地を使用しての看板設置は難しいと考えられます。ただし、民地の敷地内などで設置可能な場所等があれば、白川町交通安全対策協議会事務局へ相談いただければ対応をさせていただきます。

なお、速度抑制の施策として、現実性が高いと考えられるのが、イメージハンプとポストコーンの設置となります。聞き慣れない言葉のイメージハンプの補足説明をします。目の錯覚を利用して道路に凹凸があるように見せかけた塗装のことをいいます。運転者に注意を促し、その場所でスピードを減速させることを目的として設けるものがイメージハンプとなります。ただし、町道小原線は現在、側溝入れ替え工事を行っており、今後、舗装工事を行う予定となっているため、仮に行う場合であったとしても、舗装工事に合わせての実施となります。その際の施工場所などは、地域との協議により進めていくこととなります。また、国土交通省により貸与を受けることができる可搬型ハンプについてご希望される場合は、設置場所等、地域と協議の上、必要に応じて対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

それではよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問として、町道小原線における速度超過違反者の取り締まりの強化については、関係機関への実施など含める対応についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

嘆願書の提出を受けてから、加茂警察署とともに現地を確認した際、速度取り締まりについては、協議会として要望をしております。町道小原線は、取り締まりの際の引き込み場所がないこともあり、オービス式の取り締まりができないか検討しているという回答をいただきましたので、引き続き、その後の進捗を確認してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

ありません。それでは三つ目の質問をさせていただきます。

町道小原線における道幅減少案内看板の設置と、先ほど答えていただきましたが、その看板の設置ですね、それから進入道路に対しての迂回路の案内などの設置についてはどうお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

大型車両の迂回規制につきましては、人や車の種類によって規制対象を変えることが難しいため、宅配業者などの進入もできなくなり、住民生活への影響が大きく、実現は難しいと考えられます。案内看板の設置については、加茂警察署と協議をした上で、設置は可能ですが、設置場所等については、地域と協議の上、必要に応じて対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

それでは4番目の質問をさせていただきます。

町道小原線に在住されます住民の方への交通安全の講習会の開催など啓発活動についてどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

警察によります出前講座を行うことは可能でございます。協議会から警察へ事前申請を行いますので、内容についてはご相談いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

ありません。それでは、この件につきましての最後の質問です。

町道小原線におけるその他交通安全を確保するための必要な措置について、もし町のお考えがあればお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 大岩裕樹君)

総務課長

白川町交通安全協会白川分会からも提案がございました、防犯カメラの設置については、以前からも要望がありますので、令和8年度に向け、地域が設置できるような補助制度創設を検討してまいります。いずれにしましても、町内の交通安全対策を着実に進めることは極めて重要であります。町と協議会としましても、引き続き関係機関と連携しながら、速度抑制対策や啓発活動など、地域の実情に応じた取り組みを進めてまいります。あわせて、町民の皆様におかれましても、交通ルールの遵守や安全運転の実践に心がけていただくことが、事故防止には欠かせません。

引き続き、安心安全な道路環境の確保に取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。ここで、11時5分まで休憩をいたします。

(午前10時53分)

議 長

再開いたします。

(午前11時5分)

野尻議員、先ほどの答弁に対しまして、再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

再質問はありませんが、新庁舎になりまして、町民の期待が大きいこともあります。また、地域住民が安心して過ごすことができますよう、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2問目の質問に移らせていただきます。

町の社会体育施設大野台パークについて質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

第67回国民体育大会で、別名をぎふ清流国体といいましたが、県立白川高校跡地がライフル射撃会場として使用され、その後この跡地利用として清流国体記念運動公園が整備され、2014年4月に開園されました。それ以後町民だけでなく、町外の多くの人の健康増進や交流の場として利用されていると承知しています。昨年くらいから、土日の使用中心に、町外者の、特に硬式野球チームの使用の占める割合が多くなってきていると聞いております。特に愛知県から訪れるチームが増えてきているようです。理由としては、近隣では硬式野球で利用できるグラウンドが少ないことや、あっても使用で

きる球場は使用料が高額であることが大きな要因と考えられます。その点、当グラウンドは使用料が安価であり、また駐車場やグラウンド環境及びアクセスも非常に良いということが考えられます。そこで、健康増進や交流の場として、これからも多くの人に利用してもらえ施設になり、交流人口の増加による地域活性化につながる施設になるために、以下のことについて質問させていただきます。

一つ目、お願いします。大野台パークグラウンドの活用は、現在どのような状況でしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

野尻議員から、本町の社会体育施設大野台パークについてご質問をいただきました。それでは一つ目の質問、大野台パークグラウンドの活用状況についてお答えします。

議員の質問にあるように、清流国体記念運動公園大野台パークは2012年に開催された、岐阜清流国体ライフル射撃競技会場の跡に、多目的グラウンドを整備し、2014年から町の社会体育施設としての活用がされています。体育館はトイレの改修を行い、バスケットコート2面が確保できる広さの体育館、グラウンドは大型駐車場と夜間照明が完備された多目的グラウンドとして整備がされました。

さて、直近3年間の施設の延べ利用者数ですが、体育館は令和4年度が5,830人、令和5年度が7,599人、令和6年度が9,161人となっております。グラウンドは、令和4年度が2,267人、令和5年度が3,192人、令和6年度が2,897人となっています。体育館については年間を通じて使用が可能で、令和6年度の実績では、延べ利用日数が302日、延べ利用回数が356回となっており、昼間夜間を問わず多くの利用がされています。またグラウンドにつきましては、12月から2月を除く9か月間の使用が可能となっており、令和6年度の実績では、延べ利用日数が60日、利用回数が63回となっており、こちらは昼間の利用が主ですが、夜間照明設備もありますので、夜間の消防団の訓練等にも活用がされている状況です。なお格技場については、町内のボルダリングクラブの練習会場として利用がされています。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

ありません。2番目の質問をさせていただきます。

今、お答えいただきましたように、この施設は多くの団体が使用をされているという

ことですが、特にグラウンドの件について、軟式野球や硬式野球をはじめサッカー、ソフトボール等の使用もありますが、町の認識として設備的に何か問題点はないのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

それでは二つ目の質問、グラウンドの設備について、町として問題はないと認識しているかについてお答えします。大野台パークの使用につきましては、使用を希望する団体があらかじめ団体登録を行い、その都度の申請により許可をしています。令和6年度におけるグラウンドの主要団体としましては、白川中学校の軟式野球部、ソフトボールの中学生女子クラブチーム、町の消防団、グラウンドゴルフ協会、還暦野球や中学生の硬式野球チームなど、町内外を問わず幅広い年齢層でのご利用をいただいています。なお、議員ご承知の通り、一般社団法人スポーツリンク白川が町からの指定管理を受けて、施設の管理を行っている現状です。

グラウンドの使用にあたり設備的な問題がないかとの質問ですが、冒頭で述べましたとおり、多くの町民の皆さんに利用していただきたいとの願いから、グラウンドにつきましては、多目的グラウンドとしての整備をしました。当時の整備にあたりまして、グラウンドの広さであったり、グラウンドの土の質、また、ネットやフェンスの高さ、夜間照明の規模など、必要な施設の設備につきましては関係者と協議を重ね、できるだけ実際に利用される方の意見を取り入れた整備をした経緯がございます。当然予算的な制限もありまして、十分な設備とはいえない面もあると思いますが、使用する競技であったり、種目を想定して必要な設備や備品の整備を行っております。いわゆる専用の野球場であったり、ソフトボール場ではありませんので、使用団体によっては十分でない、改善してほしいという要望があるかもしれませんが、既存の多目的グラウンドとしての機能を有効に利用していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

ありません。それでは3番目の質問に移ります。

今、お答えがありましたように、いろんな種目、スポーツの種目があって、それなりに機能しておるという回答だったと思います。私自身もこのグラウンドで本年度硬式野球教室を開催しております。この教室には近隣市町村の中学3年生29名が参加してい

ます。この教室は、１０年以上の継続して開催していますが、関係者及び硬式野球の他団体のチームからも、一部改修を希望する声が届いております。フェンス、グラウンド整備用カートや散水用ホースなど、整備・改修の充実も含めて、さらなる利用者の増加や安全な利用環境整備について、推進していくような考えはないかお尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

（教育課長 鈴木幸祐君）

教育課長

それでは、三つ目の質問、現在利用が増えている硬式野球への対応など更なる環境整備の考えはないかについてお答えをします。

硬式野球での使用につきましては、先ほど議員が述べられました、スポーツリンク白川主催の硬式野球教室の他、町外、さらには県外の中学生の硬式野球クラブの使用がございます。令和６年度の実績では２１回で延べ１，１４２人の利用となっております、全体利用者の約４割を占めている現状となっております。硬式野球での利用が増えている要因理由につきましては、議員が述べられたとおりだと認識をしております。今回、具体的な施設の改善案について若干お示しをいただいたところですが、フェンスの延長であったり、防球ネットの高さ等の改善につきましては、施設の根本的な改修になりますので、多額の費用が必要だと考えられ、現在のところ改修の予定はございません。ただし、常設ではなく仮設の設備として設置できるようなものであったり、今後、グラウンドの維持のために必要な備品については、利用者等のご意見をいただきながら、必要に応じて検討したいと考えています。

更なる利用者の増加や、安全な利用環境の整備という考え方につきましては、町も同じ考えですので、今後も引き続きご指導いただくことをお願いし、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（２番 野尻悟議員）

２ 番

ありません。少し今の質問について、硬式野球の危険のリスクは非常に高いということでソフトボールもそうですけども、やはり使用していただく以上は、安全の配慮をぜひ推進していただきたいというふうに思います。町の考え方は理解させていただきました。このグラウンドが、今後ともますます改善され、良くなり、多くの利用者が安全に、また身近な施設としてできますよう期待して質問を終わらせていただきます。

続きまして、三つ目の質問に移らせていただきます。

学校における熱中症対策について質問させていただきます。

この夏、6月から8月は、これまでに経験したことのない最も暑い夏となりました。また、降雨量も少なく日照時間も全国的に多い、記録的な少雨・多照の夏となったそうです。気象庁の9月1日の発表によれば、この夏の平均気温は、北日本で3.4度、東日本で2.3度、西日本でも1.7度のプラスとなったそうです。1946年の統計開始以降、夏として1位の高温であり、これまで最も暑かった2023年、2024年と比較しても、猛暑日地点数の積算は8月上旬まで群を抜いており、暑さの落ち着くといわれているお盆以降の8月下旬の酷暑の影響で、今年が最も多くなり3年連続で更新しています。また8月19日の3か月予報、9月から11月の発表では、9月から10月にかけては全国的に高い予想となっており、9月でも猛暑日、熱帯夜となる所があるようですが、10月に入ると、朝晩は過ごしやすくなるということですが、まだまだ日中は暑いというような予想がされています。

こうした環境変化の中で、子供たちの命と健康を守るためのガイドラインのひとつとして、暑さ指数、WBGTという指標が用いられているそうですが、この行動指標に基づき、学校の現場では子供たちの安全を守っているとのこと。そこで町外の方ですが、知り合いの教員の先生に聞きましたが、今年は早くからWBGTが高くて、外での活動ができず体育館での活動時間が増えたとか、ACP、これはアクティブチャイルドプログラムということで、子供たちの運動活動のひとつですけども、で小学校に訪問指導に行ったが、体育館でも暑くて子供たちの活動に制限ができてしまい困ってしまったというようなお話を聞きました。また本町中学生においては、8月の夏休み期間中でもクラブ活動などで体育館を使用する機会も多く、また土日には交流戦や大会などで多くの来町者が、子供たちも含めて来て、使用していると承知しております。そこで、次の点につきまして質問させていただきますので、よろしくお願いします。

一つ目、本町の子供たちのこの期間、6月から8月の期間ですけども、活動状況はどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴村幸祐君)

教育課長

学校における熱中症対策についてご質問をいただきました。

議員の質問にあるとおり、今年の夏はこれまでに経験のない最も暑い夏となりました。朝晩はかなり涼しくなっていますが、9月に入っても日中は厳しい残暑が続いております。

それでは一つ目の質問、本町の子供たちの活動状況についてお答えをします。本町の全ての学校で行っている熱中症対策の主な取り組みを紹介します。環境の条件に関するものとして、活動する場所の暑さ指数WBGTをこまめに測定し、これが28度以上の

場合には、激しい運動は中止、さらに31度以上の場合は、原則、運動は中止としております。熱中症が仮に発生した場合の対応はマニュアル化をしており、教職員の間で共有をしています。熱中症が発生した場合の教職員の役割分担、消防署関係機関校内や関係機関への連絡体制なども整備をしています。さらに応急手当や救命措置などの講習を実施することもあり、これらは熱中症に限らず他の緊急事態にも共通するため、教職員間で共有をしております。

これらの熱中症対策を行う中で、今年の6月から8月までの3か月間、猛暑により学校の体育の授業等を中止した回数としましては、白川小学校で2回、佐見小学校で5回程度という報告を受けております。その他、授業への影響ではありませんが、厳重警戒時はサッカーであったり、鬼ごっこなど走り回る遊びをしないことや、昼休みに外へ出ることを禁止したり、プールの授業を体育館の活動に変更するなどの対応をしております。

以上のことから、猛暑により学校の授業を始め、子供たちの活動に影響があったのは事実ですので、予防対策も含めて、学校や家庭との連携を図ることが大切だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

ありません。ありがとうございます。多少なりともやはり影響が出てきとるということで、暑い夏を今後も乗り切るための対策がやっぱり必要かなっていうふうに感じていました。2番目に移りたいと思います。

管内及び近隣市町村における学校体育館への空調設備の整備状況はどうなっているのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

2つ目の質問、管内および近隣市町村における学校体育館への空調設備の整備状況はどうなっているかについてお答えをします。

文部科学省が実施した5月1日時点における体育館等空調設備設置状況調査によりますと、岐阜県における設置率は24.8%となっております。これはスポットクーラーなどの移動式も含めた数字となっておりますが、低調な状態となっております。岐阜県に限らず全国的にも同様の傾向となっており、国においてはその対策として、空調設備

臨時特例交付金を創設し、令和１５年度までは、補助率を３分の１から２分の１にかさ上げするとともに、補助の内容についても弾力的に対応することとしております。可茂管内では、スポットクーラーを設置している市町村はございますが、空調設備は全ての市町村が現時点では未整備という状況です。ただし、最近の新聞等の報道によりますと、来年度、設計業務を行う自治体もあるようで、今後近隣においても整備が進むものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（２番 野尻悟議員）

２ 番

ありません。今の答弁で、非常に財政的に厳しい中での対応ということで、難しい問題もあるかなという感じをしました。

それでは３番目の質問に移らせていただきます。

本町の体育館及び武道場への空調設備の導入について、これまでの町におけます検討状況と、今後の導入計画についてどのように考えているのかを教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

（教育長 鈴村雅史君）

教育長

議員からは本町の体育館、武道場での空調設備のこれまでの検討状況と今後の導入計画ということで質問を受けました。本町の体育館への空調設備導入については、これまで梅田議員から、令和５年第３回定例会と、令和６年第１回定例会で一般質問として受けております。また、三戸議員からも、令和６年第３回定例会で所見として体育館空調の必要性を述べられています。一般質問の際は災害時には、体育館を避難所として活用するため、また、体育授業やスポーツ活動での熱中症予防の観点から、体育館への空調導入は必要なものと認識している、庁舎や校舎の建設といった大きな事業があるため、その進捗を見ながら総合的に判断していくとお答えをしております。そういった質問等から１年以上が経過しており、その間に教育委員会事務局としても先進事例とか補助制度などを検討してまいりました。その検討状況についてお知らせをいたします。

まず空調の方法として、機械の据え置き式で冷風、温風を吹き出すというものと、輻射式といいまして、床とか壁天井に設置したパネルに冷水また温水を流すことで、空調するというものがあります。またヒートポンプにしては電気式とガス式があり、体育館の空調は、電気式とガス式があります。体育館の空調は本町の場合、改修の工事によって整備されることが多いので、先進事例などを調査しながら、どちらの方式を選択すべ

きか、もう少し検討が必要と考えております。体育館の空調設備に関する国の補助制度について、先ほど述べた補助率2分の1の空調設備臨時特例交付金は、令和7年度までの制度でしたが、これが国への要望により、現在は令和15年度まで延長されました。ただし、これには工事費の下限額上限額というものがついております。また、体育館の断熱性については、前は空調と同時に整備することとされていましたが、令和5年度です、実施が可能、つまり同時でなくても良いというふうになりました。さらに体育館空調の光熱費についても、新たに普通交付税措置が講じられるようになりました。

本町における今後の導入計画については、この補助制度が伸びたとはいえ、できるだけ早く実施の時期、実施方法、財源確保などの整備方針を定めることが必要と考えております。現在施設一体型小中学校の校舎建設について、3か年の整備に要する財源確保について一定の目途がついたことから、空調設備についても具体化していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 野尻悟議員)

2 番

ありません。質問ではありませんが、町の考えを含め、理解させていただきました。予算の関係もあり早急な対応は難しいと思っておりますが、子供たちの安全を守ることを第一に考え、早急に導入を検討していただきたいと思っております。今後ともよろしく願いして、質問をすべて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議 長

これにて、2番 野尻悟議員の質問を終わります。

次に、5番 佐伯好典議員。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

それでは質問に入る前にですね、この度の選挙において、前回を上回のご支持をいただき、3期目のスタートを切ることができました。なぜ自分が議員を目指したのか、今一度原点に立ち戻り、議員という立場が目的ではなく、町を良くする手段であるということをしっかり意識して町の未来に貢献できるよう活動をしてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。私は大項目三つ、一つ目は公民館講座について、二つ目は、高校生の通学支援の拡充について、三つ目はおでかけしらかわについて、の三つを質問させていただきます。

まず初めに、公民館講座についての質問をします。よろしくお願いいたします。

現在、各ふれあいセンターで実施されている公民館講座では、「参加する一人ひとりが主役、あなたも趣味を広げたり、仲間づくりの場として、公民館活動に参加してみませんか。」という趣旨のもと、様々な講座が開講されています。また、学びの成果を発表する場として、公民館まつりなど開催されており、地域の文化活動として定着しています。

講師には、町内外から幅広く人材を募り、それぞれが自身の特技や知識を生かして講座を担当しています。まさに掲げられている、町民の学びや趣味の仲間づくりの理念に沿い、町民の文化的な生活に貢献していると感じます。

一方で、公民館講座の目的の一つが、講座を通じたサークルの立ち上げ、すなわち自立した活動への移行であるため、講座として継続することに制限があります。その結果、受講者の自主運営が難しい講座については、2年の期間終了後にサークル化できず、自然消滅してしまうケースもあり、実際に町民の方からそうしたご相談をいただいたこともあります。もちろん、公民館講座の目的や意図については十分理解しております。しかしながら、今後さらに人口減少が進み、講師や受講者の確保が難しくなっていくことが予想されます。加えて、物価高騰や社会情勢の変化も踏まえると、これまでと同様の制度運用では継続が難しい面もあり、公民館講座のあり方そのものを見直す時期に来ているのではないかと考えています。特に高齢者向けの講座の中には、健康寿命の延伸に資する内容のものが多くあります。高齢化率の高い白川町においては、こうした活動を一過性で終わらせるのではなく、継続的に健康づくりに取り組める仕組みが必要であると感じています。そこで、本町として、公民館講座のあり方、特に健康増進に資する講座の継続支援について、どのようにお考えか質問をします。

まず初めに、公民館講座の目的である町民の自立したサークル化について、これまでの実績についてお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

佐伯議員から、公民館講座についてご質問をいただきました。それでは一つ目の質問、公民館講座の目的の一つである町民の自立したサークル化の実績についてお答えします。

講座を通じたサークルの立ち上げは、住民の自主活動の推進を図るための一つの目的ではありますが、公民館講座は他にも学びや気付き、チャレンジの場の提供、人づくり、行政情報の提供、地域の課題解決など様々な役割を持っていると考えております。

議員ご質問のサークル化の実績についてですが、白川地区の公民館では、陶芸や着物のリメイク、短歌会など六つの団体、白川北地区公民館では絵手紙サークル、清流句会、お喋りモルックなど五つの団体、蘇原地区公民館では、コミュニケーション麻雀や手芸

の二つの団体、佐見地区公民館では、ポーセラーツやストレッチという二つの団体が公民館講座からサークル活動に発展し、現在、自主運営を行っている段階です。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

答弁いただきました。各公民館で、10まではいつてないものの自主的な運営にいかれている団体があるということで、実績があるということですね。目的がサークル化が全てではないという旨も承知いたしました。

それでは、最初の冒頭でもありましたけれども、やはりサークル化ってということに対して、現在ハードルがあると思うんですけども、これまでの実績から考える課題とそれに向けての解決に向けた対策、そしてその効果についてもあればお聞きます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

それでは二つ目の質問、実績から考えられる課題と解決に向けた対策、そしてその効果についてお答えをします。

先ほど、公民館講座からサークル化した事例を紹介しましたが、サークルに発展しなかったり、サークルになったものの活動中止になった事例も実際にはございます。その理由としましては、議員も質問の中で述べられております、会員の高齢化による自然消滅や講師の先生のご都合による例などが挙げられます。先ほど述べましたように、講座を通じたサークルの立ち上げは、住民の自主活動の推進を図るための一つの目的ではありますが、他にも様々な効果があります。具体的な例としまして、生き生き大学であったり、女性学級という講座につきましては、人材育成や地域の課題解決につながるような内容が盛り込まれるよう企画をしており、公民館講座を通じた効果の一つであると考えております。趣味文化的な講座につきましては、2年程度の実施期間を設けておりますが、すべてが2年で終了するものではありません。2年の期間を設けている理由につきましては、講座のマンネリ化であったり、受講生の固定化を緩和すること、更なる講座を始めとする公民館活動や地域活動の充実を促すためです。

サークルに移行するハードルはいくつか考えられますが、公民館においても、講師の先生との仲介であったり他事例の紹介などを相談に乗りながら活動の充実を促しております。先ほど述べました地域の人材育成や地域の課題解決につながるような取り組みや、地域資源を活用した講座ということで、具体的にはパイプオルガンであったり、白川茶、

そういったものについては2年に限らず各地区で行うなど、継続して柔軟に対応をしておる現状です。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

次にいきます。サークル化に向けていろいろと公民館の方で仲介に入られたり、いろいろ相談に乗っているということで、ぜひこれからもそういった形で支えていっていただきたいなと思います。また、最後の方に柔軟な対応がなされている講座もあるということでお伺いしたいんですけど、それではですね、冒頭にも触れた高齢者に向けた健康寿命の延伸に資する活動の継続について、やっぱり高齢化が進む白川町において、健康寿命の支援に資する講座は、本町にとっても必要性が高いと考えます。現状は趣味と同じ対応がなされていると思いますが、これについても柔軟な対応が必要だと思います。町の考えをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

三つ目の質問、講座における高齢者の健康寿命を伸ばすための活動の継続についてお答えをします。

ご質問にありました高齢者の健康増進を目的とした講座は、現在も各地区公民館でいくつか行われています。本町にとって高齢者の健康寿命を延伸することは、非常に大切な視点で、町の第6次総合計画における生活指標にも位置づけております。高齢者の健康づくりや健康寿命の延伸は、まさしく町の課題解決につながるテーマですので、先ほど述べましたように、2年の区切りを延長して継続することは可能です。また、サークル化するためのハードルの一つとして、核となる人材の確保が挙げられると考えます。講師であったり、受講生への連絡調整や、講座の開催準備など事務的な業務に関しては公民館職員が関わることも大切な役割であり、そうした関わりがですね、結果として地域づくりであったり、まちづくりの一環につながるものと考えております。

最後になりますが、高齢化率が49%という本町にとって、高齢者の健康づくりは必要なことであり、公民館講座としての役割を果たしつつ、先ほど述べました継続した取り組みができるよう、引き続き支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。ここで、午後１時まで休憩といたします。

(午前 1 1 時 4 7 分)

議 長

会議を再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

引き続き一般質問を行います。

5 番 佐伯好典議員。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

では、続いて高校生の通学支援の拡充ですが、その前に公民館講座、先ほど午前中に最後答弁いただいたので、ちょっと一言だけ。高齢者向けの健康づくりに資する講座については、継続を支援していただけるということで、これを聞いて安心した町民の皆様も本当に多くいると思います。高齢者が元気で生き生き暮らせるまちを目指して、引き続き議会、行政ともに協力してまいりましょう。また、これからの人口減、講座の担い手や参加者も不足する状況がすぐにも来ると僕は思っています。趣味的な講座についても、公民館活動の充実や仲間づくり、生きがいくりとか、様々な目的がある中で、制度について、引き続き検討をお願いしたいと思います。これで次の質問にいきます。

続いて、高校生の通学支援の拡充についてです。高校生の通学支援の拡大についてはこれまでも質問をしてまいりました。前回の質問では、東白川村との比較をして、バスとＪＲを使った場合、ほぼ倍額の補助の違いや寮や下宿への補助がある旨を伝え、白川町でも補助の拡充を訴えました。回答としては制度として補助３万円から５万円に増額したばかりであり、すぐの変更は考えていないといった答弁でしたが、たった３年で卒業していく子供たちにとって、また親にとってはその１年が大きく時間ではなく、状況での対策が必要であると考え、再びの質問をします。

それでは質問です。今年の８月、七宗町でも高校生の通学支援が始まりました。金額は５万円です。ＪＲからの証明書等も必要ないため、七宗町から通学すれば５万円です。非常にシンプルです。そして東白川村です。ＪＲ白川口駅へ向かう場合は、バスは全額、自家用車は月１万円、さらにプラスで、ＪＲには月４，０００円が補助されることになります。自家用車で白川口駅まで送り、ＪＲで通う子供たちには最大１５万円支給されることとなります。寮や下宿にも月４，０００円の補助が出ます。比べて白川町は最大で年間４万円です。この３町村は東部３町村として議会でも交流等があり、立地やその課題についても似ているため、比べられることが多いと思います。

現状のこの状況を見てどのように考えるかお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴村幸祐君)

教育課長

佐伯議員から、高校生の通学支援の拡充についてという形でご質問をいただきました。議員には子育て世代の代表として、これまでも何度か高校生の通学補助について一般質問をいただいております。直近では、令和5年の第4回定例会におきまして、子育て環境の向上に資する提案の一つとして、高校生の通学支援の拡充についてご意見をいただいたところです。それでは、町として現状をどのように考えるかについてお答えをします。

議員ご存じのとおり、現在の高校生通学支援補助は、平成19年3月に白川高校が廃校になった以降の通学支援と、白川口駅の利用向上を兼ねる形でJR定期券の購入費用の一部を支援してきた経緯がございます。平成27年度から始まった制度ですが、ご質問にもあったように、当初2万円であった上限額を平成28年度には3万円、令和5年度からは4万円に増額し、今年で3年目となっております。令和6年度の実績では町内の高校生105名に対して総額405万9,000円の補助を行っております。同じく高校生の自宅通学を支援するという意味合いでは、公共交通おでかけしらかわの高校生の通学用定期券は1か月4,800円ですが、これは月に20日間通学した場合、往復1日240円、片道では120円と非常に安価な額となっております、通学用定期券そのものが通学支援の役割を果たしているものと考えています。

さて、本町では、高校生以外にも幅広い子育て支援策を行っています。主なものとしては、出産時や小中学校への入学時など子供の成長に合わせ、節目ごとに支援を行う子育て応援給付金を始めとし、今年度からスタートした保育園児や小・中学生の自家用車通学や中学生の自転車購入費用の一部を支援する、通園通学支援補助金などは、町独自の支援策として挙げられると思います。他にも、福祉医療費助成や、中学3年生に一律3万円を交付する高等学校等就学支援金など国や県が主体となった支援策もございます。

子育てをする保護者にとって、高校生の世代はいろいろな意味でお金がかかることは理解できますが、町としては、その世代も含めて幅広い意味での手厚い支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、保護者の子育てに対する不安感を軽減し、子育てしやすいまちづくりを目指しているところです。

例示いただいた七宗町や東白川村の例と比較してもわかるように、支援の内容につきましては各自治体の状況や考え方によって異なるものであり、町の施策によって方向性が決められていることをご理解いただけますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

ではちょっと再質問させていただきます。答弁の中にあった各自治体の状況や考え方によって異なり、町の施策によって方向性が決められているという点については十分理解をしています。また、白川町が独自の子育て支援を実施し、総合的な視点から取り組んでいることも承知しています。

しかし、今この地域で進む少子化と若年層の流出という現実を見たときに、子育て世帯への支援は将来の投資であり、地域の持続可能性を左右する極めて重要な政策だと考えています。だからこそ今、町として白川の子供たち、そして子育て世代を本気で応援するという明確な意思を、制度という形で示すことが必要だと考えています。そのため求められるのは、既存の制度枠にとらわれない支援の幅の拡充だと考えます。

例えば現在、その寮や下宿への支援が行われていないのは、制度の原点が白川高校の廃校に伴う通学支援であるためと理解しています。しかし、当時と異なり、現在は学区制度が廃止され、子供たちは自分の学びたいことや部活動、進路に応じて、高校を自由に選ぶ時代となりました。これは教育の質を高める上でも望ましい変化であり、町としても柔軟に対応していく必要があるのではないのでしょうか。また、白川口駅までの送迎や通学手段の都合から、自家用車や複合的な手段を用いて通う生徒も増えており、実際の負担の形が多様化しているにも関わらず、制度は依然としてJRの通学を対象とした内容にとどまっています。さらに町内からの通学か、やむを得ず町外からの通学という通学手段の違いだけで、支援の有無が分かれる現状というのは、やはり保護者にとってもですね、納得がいかない不公平感を生む要因となりかねません。

以上を踏まえ、町として制度設計の原点をもう一度、今一度見直し、子供たち一人ひとりの通学実態に即した柔軟かつ公平な支援制度への転換について改めて考えをお聞きます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

議員からは高校生の通学支援制度についての質問ですが、議員おっしゃるとおり、こちらでも説明しましたが、今の本町の制度は、白川高校が廃校になることに代わって誕生してきた支援の方法であり、ずっとそれを貫いてきております。これについて、町としても担当課としても見直し、あるいは検討していくという姿勢を大事にしなければいけないという認識はしっかりと持っております。その見直す、検討するという視点について、議員からは特に、本町と東白川村あるいは七宗町との高校生の通学に関する支援の制度の比較ということで一つお話をいただきました。また、先ほどの課長の答弁には、それも含めながらもさらに0歳から18歳までの、多くの町が行っている支援という、そういう視点からもご説明をさせていただきました。私からはもう少し違う視点か

らも町が考えているということを、紹介させていただきたいと思います。

一つ目は、少子化がどんどん進んでいくということに関わって、この制度にかかる費用の話になりますけども、現在、昨年度、令和6年度の実績では、高校生105名分に対して405万9,000円の支援があったという説明をしました。このときの高校生の数は137名おりまして、30名ほどがこれを受けていないということがいえます。それが全体の高校生の数はどうなっていくかという推移を今の中学生から見ていくと、数年は130名120名ほどおりますけども、やがて100名を切るような時代が訪れることはもう今わかっております。したがって、あの費用、お金の話だけでいうと、現在は年4万円の支援をしているわけですが、生徒の数が減っていけばほとんど同額で、全員に支援できるようなことが、これ単純な話ですけども、一ついえるわけです。将来的には全員に同額の支援ができるようなことは可能になるかもしれないということが一ついえます。

二つ目の視点ですけども、それは国がやるということですけども、高校の授業料無償化の動きが決まっております。これは、今まで所得制限がありましたけども、所得制限なしで授業料については無償化していくということは決まっています。私立高校も同等です。ただ私立高校には協力費というものがあまして、それは無償にはなりません。県立、私立とも授業料については無償になっていくということです。これに対して、保護者としては大変嬉しい、喜ぶ話だと思います。今まで家庭の経済的な理由で、私立高校へ行きたかったけども、やっぱり授業料が高いので、私立高校を断念していた生徒、家庭にとっては、授業料が無償になることで、私立高校を選ぶこともできるというような道が開けて選択肢が増えるということで大変いいことだと思います。一方で、家計に余裕のある家庭では、さらにその無償になることで、塾に通わせようとか、あるいはさらに習い事を増やそうとか、こういったこともできるようになる、そういう可能性がある。したがってこれが、考えようによっては教育の格差を縮めていないということも、そういう強い意見も出ています。一律に補助金を出すということについては、やっぱり慎重に考える必要はあると思います。本町の高校生も、次第にこの可茂地区からさらに遠くの岐阜地区、東濃とか、そういう生徒が増えつつあります。これは無償化によってさらに増えるかどうかはわかりませんが、自分の進みたい高校を目指して、自宅から通学ではなくて、下宿とかアパートから通学するということが増えていくかもしれません。

三つ目は、令和8年度から、岐阜県は、高校生が授業で使うタブレットを今度の新1年生から保護者負担にするという方針を発表して、周知をしております。これについて当然補助なり、申請もありますし、それから家計が苦しいところについては貸し出しするというような対策もとっておるようですが、1台あたり6万円から10万円ぐらいのお金がかかるようになります。それが来年の新1年生から保護者負担になりますと、こ

うというような動きも出てきています。タブレットの私立高校の対応は、全く高校によって違うので、負担をさせている高校もありますが、非常に安価で使えるというようなところもあって、ここのあたりはまだわかりませんが、そのあたり県立と私立の違いが出てきてますので、こういったことも考えると、これからの子供たちの進学はどのようなになっているかということは、もう少し見ていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃった視点以外でも、その全体的な動きも見ていくということで紹介をさせていただきました。少子化がどんどん進んでいますので、その中において子育て支援というのは非常に大事な施策であるということは認識しておりますし、議員のおっしゃるようにＪＲ通学だけの支援というものについても、見直しあるいは検討していくということは、大事なことだというふうに考えておりますので、諸般の動きを見ながらですね、今後の高校生の支援、通学の支援、改善といいますかね、そういったものについては、しっかりと検討していこうと考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(５番 佐伯好典議員)

５ 番

今、教育長の方の答弁で様々な状況を踏まえて、国は国で、私立高校も無償化っていうところで、やはり逆に言うと、国も本当に今の少子化とか子育て世帯の負担軽減っていうのに本気で取り組んでいるんだろうなと思っています。その中で教育長は、今全体のことも考えつつ、昔の制度にとらわれず正しいところをしっかりと検討していくというお話でしたので、ぜひそこについては最初の質問で言われたように、高校生、基本的に３年しかないので、本当にそれまでの間に卒業してしまう。検討するのは本当にいいんですけれども、やっぱり子育て世代に対してのそういった対応っていうのは本当に迅速さが求められると思っています。

先ほど主権者教育の方の答弁でもありましたように、今中学生に向けて総合的な授業とかで、やっぱりみんな町の課題を学んで、自分たちでどうにかしていこうというような、まちづくりに興味を持つとか、そういった授業の取り組みをしていただいています。実際僕もちょっと関わってる部分があるんですけど、本当に自分たちが中学校のときの何も考えていないような子供とは比べ物にならないぐらい、今の中学生っていうのは本当に白川町のことを真剣に考える時間があって、自分たちで自らまちのために動いているという印象を受けているので、本当に素晴らしいと思います。逆にそうであるからこそ、君たちにこれだけ町はしっかりやってるんだよっていうのが伝えやすい状況だと思っています。

昔の制度にとらわれず、今後は通学ではなくて、やっぱ高校に通う子供たちを持つ親全体を支援という形で、制度を見直していただきたいなと思うんですけれども、

一方で、東白川村の話があってやっぱり予算伴うものだと思うので。これはちょっとすいません。町長にちょっと予算ということでお伺いしたいんですけども、現状の予算、令和6年度の実績ですけれども、東白川村は一般会計が大体30億円ぐらいで、そのうちの0.1%約300万円を子供の通学支援に割いてます。総合的なとこなので何とも言えないですけど、一方で、白川町は一般会計約87億円の中、子供の通学支援というのが400万円、0.048%、つまりその予算のパーセンテージでいうと、東白川村と白川町で倍以上の割合の差があるわけです。やっぱりいろいろな、先ほどの総合的な対策もあるので、ぼつとは言えませんが、ぜひその高校の通学支援とか子供たちのために、東白川村は0.1%割いている、白川町はまだ0.048%だということで、明確な差があるように見受けられるんですけども、先ほど教育長が言われた、昔の制度にとらわれることのない制度の改革と、やっぱり予算面でもさらに手厚い、子供たちのために今できることを最大限にできるというような姿勢があると、非常に子育て世代は勇気づけられると思うんですが、そのあたりの考えだけちょっとお伺いしたいです。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

ご質問いただきましたが、ちょっと一つだけ反問させていただきたいんですが、今の支援の幅の拡充というところですけども、今、佐伯議員が思われる拡充というのは、現行のその補助額をどのくらいまで上げて、どんな制度まで補助することを想定されているのか、ちょっとお伺いしたいです。

議 長

答弁を求めます。佐伯議員。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

反問権ということで質問いただきました。本当は額も幅も上げられると一番いいかなと思うんですけども、現状、前から中心にしているのが、まずは幅の拡充ではないかと。再質問したように、現状では町内から通学している子供たちには、JRに対して支援がある一方で、親が町内に住んでいながら、子供たちが町内から通っていない、寮や下宿の場合は支援が出ないと。やっぱり納税している親からすると、うちの子は町外の寮だったからお金が出なくて、隣の子は町から通ってるから出るというような、その部分の不公平感をまず最初に見直す。その白川高校がなくなったからそれに代えての通学支援というわけではなく、これからは、新しく、親が白川町に住んでいるのであれば、等しく白川町の子供として補助をするっていうことが必要だと思ってます。当然そんな

ると対象になる人数が増えるわけで、制度の設計にもよりますけれども、その分の予算が増えるという考え方の中で、まずは幅を増やしていただきたいという趣旨での質問でした。

議 長

答弁が終わりました。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

下宿の話は前からずっと何回か出てきておる話の中で、その都度その都度、今の白川高校の話からの、一番初めに補助を始めた原点の話をずっとしたところですけども、その中で答弁した中では、町内で学校へ通学される高校生の方は土日、それから普通の日、町内におみえになって、町内でいろんな子供さんがみえるというか、メインにみえる高校生の方が町内におみえになる形の子供たちを支援をしたいという話もさせていただいたところでした。今、合宿のお話ですけども、それぞれの理由があって下宿をされたり、寮に入られたりするお子さんもおみえになると思いますし、うちも実は子供2人とも町外へ寮に入っていましたけれども、それはうちの個人的な理由といいますか、そういった理由があって出しておったところもありますし、それから今の学校区が可茂だけではなく広がったということで、岐阜の方であったり遠方への私学であったり、そういった所へ行かれる方につきましては通学できませんので、もちろん寮に入られたり、下宿をされたり、アパートに入られたりというお子さんが多いかと思います。

それぞれの理由があって、今の不公平感という話を言ってみると、本当にある程度余裕があるご家庭のうちでは出せるけれども、うちはちょっとお金がないので出せないよということもあるのかなと思います。

そうすると一律に補償を出すより、それこそ所得制限で補助を出したり出さないであるということの方が、公平不公平ということは解除されるのかなと思いますが、元々そんな思いは全然ないので、一律に子供さんについては助成をしていきたいなとは思っております。

それから、一連の子育て支援のお話もさせていただきましたけれども、今はその高校の通学のところを切り取られてお話をされておみえになりますが、東白川村でも七宗町でもやっていない子育ての支援というのはうちもやっておりますし、トータルに考えた子育て支援ということで考えていただければなと思います。

それから、少子化対策として支援をするというよりは、高校の通学であったり、今の段階別のお子さんのいろんな助成をしておったりするところで、それをやったからといってお子さんが増えてくるということは、なかなか今は考えにくい、これは国全体でもそうですけれども、例えば児童手当を上げようが何をしようが、急に子供がたくさん生まれるということはある得ない話で、少子化対策というよりは、子育ての世帯の方

の少しでも負担を減らしてあげたいというところの政策かなとは思っています。

前も下宿の話は検討したことがありますし、いずれいつか出さなければいけないときが来るのかなということもありますし、この前の県知事もおみえになったときにお話をしておって、今の学校区の制度ですね、これ自体も広げてはみたものの、元の方がいいのかなというようなこともちらっとお話あったりしたので、これからどうなるかはちょっとわかりませんが、広がっていけば選択も広がりますし、おそらくお子さんが選択するところによっては本当にまた通学ができないこともあると思うので、その辺は状況を見ながらまた考える必要があるかなと思います。

それから、今予算の話ですけれども、東白川村とうちの予算の比較をされましたが、うちは本当に町税が10億円ないような状況の中で、ほぼ交付税を頼りにしておるような財源で予算を組んでいます。本当に自主財源でだけですと30億円ぐらいの予算でしか組めないような中ですけれども、起債であったりとか、国庫補助であったりとか、県補助であったりとか、いろんな制度を使わせていただきながら今も80億円、今回学校とか庁舎がありましたので100億円近い予算になってますけれども、膨らましておる状況です。東白川村の予算を見ても、あんまりそういった補助制度であったりとか、起債の事業をそれほど使っておみえにならなくて。なぜかなという気はしますけれども、あんまり膨らますようなことのない予算をずっと組んでおみえになります。管内でもうちだけ突出して一般会計予算額が多い状態なのは、いろんな制度を使いながら、職員がいろんな制度を勉強しながら使えるものは使うということで、もれなくそれぞれが会計監査がついてきますので、みんな大変だろうなと思いますけれども、それを考えずに使っておって膨らましておるので、予算総額に対する比としては、今おっしゃられたようなことになるかもしれませんが、実際そういった形で膨らましておるので、うちの一般財源だけの状態から見ると、そんなにうちは大きくはないのかなとは思っています。

それからもう1点だけ、私も白川高校へ通っておったので、当時の濃飛バスで通っていましたが、定期代がひと月に1万円近くかかっていました。もちろん助成はなかったので親には大変苦勞かけたろうなと、今からもう40年、50年前の話なので、苦勞をかけたなと思ってはいますが、そういった中でも親が子供さんを学校に行かせて学ばせるということについては、ある程度の負担は必要かなとは思っています。それが必要だとは思ってますが、町としてこの子供が減ってきた状態の中で、子供さんが、たとえ1回は大学就職で外へ出られても、町のことを思っていたら、それは必要な投資なのかなと、議員のおっしゃるような未来への投資だと思っているので、それは必要かなと思っています。ただどうしても補助金は親御さんに渡すもんですから、親さんがしっかりと子供さんに、町からこんだけもらってお前は行つとるんやぞということも説明していただけると、それもありがたいのかなと思っておりますので、今の助成の額

とかについては、これから予算も始まってきます。これから何年か後に検討する必要があると思っていますので、その中でまた検討はさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

ありがとうございます。やはり検討っていう話で、本当に前向きに検討をお願いしたいんですけども、先ほど述べたように、本当に今の中学生の子たちは、まちづくりや白川町のいろんなことに関わる機会は本当に増えていて、先ほど子供が少ないから余計にしっかりとそういったものを学べる状況にあると思います。親に渡すので子供によく言って聞かせるっていうのは重要だと思いますけれども、本当に今の子供たちはいろんな機会を通してまちづくり、行政、白川町に対してのいろんな思いが生まれやすい状況になってますので、ぜひまちづくりを通した上で、こういった政治の部分、議会も当然それについて努力をしていかなければいけませんけれども、白川町だからこそ君たちはこういった制度、こういった子たちになったんだよって言ったら変ですけど、いい白川町の子として育てているということを伝えるような努力はお互いに必要かなと思いますので、ぜひこれからも前向きにお願いしたいと思います。

では、最後の質問にいきます。おでかけしらかわについてです。

今回の選挙では、僕はですね単なる投票を促すだけではなく、選挙事務所に訪れた方々から様々な意見を集めて、当選後には、その中でいただいたご意見を基にさらに貢献度の高い議員活動につなげていくよう取り組みを行いました。その中でおでかけしらかわへの意見があったので、今回の質問で取り上げさせていただきます。

まず一つ目です。この度、大新東株式会社より株式会社 J I N への業務の委託先が変わるということを、先日の協議会にて報告を受けました。これについては、まだ告知されていないと思いますが、委託先変更によって、おでかけしらかわがどのように変わっていくのか、町民の皆様への報告を兼ねて答弁をお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

(振興課長 渡口彰規君)

振興課長

早速、地域の声をお届けいただきましたこと、またこの一般質問という形で町民の皆様様に周知をする機会をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。ご質問への回答に入る前に、これまでの経緯と、委託先を変更することに至った背景について、少しだけお話をさせていただきます。

白川町の地域公共交通は、地域と交通事業者、行政が三位一体となりまして、おでかけしらかわという愛称のとおり、誰もが気軽に家の外に出かけられる環境づくりに特化をして進めてまいりました。実証実験を経て、正式に事業を導入してからは、大新東株式会社に業務の一部である運転と運行管理業務を委託し、これまで運営を行ってきたところでございます。今回、この業務の委託先を株式会社 J I N に変更することといたしました。その理由といたしましては、事業導入時から、町内交通事業者を育成するということを目標としていたこと、また、立ち上がった法人が、公共交通を通じて白川町を、地域をより良くしていきたいという強い理念を持っていたこと、さらに町といたしましても、公共交通を、暮らしを豊かにする仕組みとして、今後一層発展させたいと考えたことが背景でございます。

さて、ここからご質問への直接の回答となりますが、現在ご利用いただいている皆様が最も気にされる予約方法や利用方法、運賃運行体系や運転手などサービス全般につきましては、これまでと変わることはございません。ですので、どうぞ安心してご利用ください。一方で、地域にとってでございますが、法人の代表が町民であることや、地元根ざした事業者であることから、地域公共交通に求められる。出かける目的づくりとの結び付けや、そうしたシーンを作り出すための関係団体との連携がより一層進めやすくなると期待をしております。今後は、こうした強みを生かし、さらに発展していけると考えております。

以上、答弁でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

では次の質問にいきます。町内業者ということで、これまでよりもより身近に感じていただけるかなと思っておりますが、町民の中でもかなりおでかけしらかわは認知されていると思いますが、やはり知っていることと利用することっていうところにはまだちょっとハードルがあって、それを直す必要というか、よく調べる必要があるかなと思います。これからも広く住民の声を聞きながら白川町に合った公共交通を目指すことが大切だと思いますが、委託先が変わり町内業者になったということで、町民への意見聴取も、これまでよりもさらに町民の立場に立った姿勢で行うことができると考えますが、新たな委託先である株式会社 J I N ではそのような場を設ける計画はありますでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

(振興課長 渡口彰規君)

振興課長

令和6年度に策定をしました地域公共交通計画、こちらにおいてあるべき姿を、暮らしを守り、暮らしを豊かにすることと定め、認知度の向上や利用促進についても重要な課題として位置づけをしております。ただ、これを実現していくためには、行政だけでは限界がございまして、利用者に近い地域部会や、様々な分野の関係団体との連携というものが欠かせないと認識をしております。特に地域をよく知る交通事業者の存在というのは必要不可欠でございまして、町民の立場に立った視点を持ちながら、よりよいサービスへとつなげていけるものと期待をしております。新たな委託先である株式会社J I Nにおいても、利用経験のない方に向けて、わかりやすく利用方法を伝える動画を作成するなど、町民目線での取り組みを始めていただいております。この動画は、単に情報を流すだけではなくて、議員ご指摘のあった町民との対話の場においても活用していきたいと考えていただいております。

また、町といたしましてもですね、一方通行の会議形式にとどまらず、より深く、皆様の思いを伺えるようなインタビュー形式での対話を増やしているところでございます。今後、町民の皆様との意見交換の場というものが設けられる際には、ぜひ株式会社J I Nとともに、我々も参加させていただいて、直接お話を伺わせていただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

次に行きます。ありがとうございます。いろいろと動画も作られているということで、ちょっと見たことがないのでしっかりチェックしたいなと思います。

今回選挙の中で、やっぱり皆さん、事務所までわざわざ来ていただいた方々の意見の中に、やっぱり公共交通があるということで、その方はまだご自身は使ったことがないようでしたけれども、やっぱり興味があって、誰かのためにという視点で、よりよい公共交通に興味があるんだなというふうに見受けられましたので、ぜひこの間、自分も協議会に参加した際に、新しい事業者になったので、町内事業者ですので、ぜひ皆さんの意見を集める会を作りたいと、お願いしたっていう経緯がありますので、ぜひまたそういった会をともに作って地域の声を一緒にあげて、より良い公共交通できたらいいなと思ってますので、その際はよろしくお願いします。

それでは、次の最後の質問にまいります。免許返納とおでかけしらかわについてです。これも選挙中にいただいた声なんですけれども、現在免許返納に伴いおでかけしらかわの無料乗車券が6か月支給されることになっていますが、返納に当たり、やはりかなり躊躇される方もいることも事実です。今回いただいた意見では、やっぱり返納に当たり、

家族も説得したいがいい方法がないかっていう意見をいただいて、そのときの掛け合いでぽっと浮かんでしまったんですけれども、例えばやっぱり何歳になったら返納しようって考えることがきっかけの一つだと思うんですが、やっぱり返納者の誕生日に合わせて家族みんなでおでかけしらかわを利用して、町内の飲食店で、その誕生日のお祝いをするというのと返納を紐づけたらっていうような、なんかちょっと浮かんでしまいました。これを実際やってほしいということではないんですけれども、やっぱりその無料乗車券6か月っていう、その個人の何かに限定されるものではなくて、やはりそのきっかけづくりとして、やっぱり免許返納を促したいっていう家族は、やっぱり免許返納に至る高齢の方々に対してやっぱりすごくご心配されてるんですよ。大切に思っているからそこをご相談だったと思うんですけど、やっぱりそういった声に応えるためにも、免許返納に対してのその支給というかものが、もっと幅広い使い方ができるように、例えばですけど、その町内飲食店に行きやすいように、しらかポイント、当然、公共交通もしらかポイントで乗れるような、そういったのができたらすごくいいなと思うんですけれども、現在おでかけしらかわで、しらかでの支払いは可能でしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

(振興課長 渡口彰規君)

振興課長

先ほども申し上げました地域公共交通計画、こちらの方ではノーマイカー生活の支援においても取り組むべき課題として位置づけをしております。

昨年度には高齢者交通安全大学、こちらの方で加茂警察署と連携して、地域公共交通おでかけしらかわの利用方法を学ぶという機会を設けさせていただいたのもその一環でございます。我々もですね、よく混同してしまいがちなんですけど、この地域公共交通が目指しているのは免許返納そのものの推進ではなく、様々な事情によって自ら運転することを卒業された方が、日常生活で移動に困らず安心して豊かな暮らしを続けていけるよう支援をすることだと思っております。

議員ご指摘のように、慣れない乗り物に一人で乗る不安や、出かける目的がなければ、利用につながらないといった課題がございます。そうした中で、家族と一緒に出かけることで不安を和らげ、また、飲食店で食事など出かける目的と結びつけて利用を促す。さらには、しらかポイントも活用するというご提案は、大変意義深いものとして受け止めました。町としてもぜひ参考にさせていただき、ただ、いろいろなケースがあると思いますので、それぞれのケースに応じて利用される方が選択できるような仕組みというものを、制度設計していきたいなというふうに考えております。

また、しらかでの運賃支払いについてでございますけれども、地域公共交通の運営主体は町でございます。このため、運賃収入というのは公金にあたります。そのため、行

政が発行するポイントではお支払いいただくことができません。おでかけしらかわのご利用にあたっては、ご自身で現金をチャージされた電子マネーのみを対象としておりますので、何卒ご理解の方、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

再質問ありませんが、本当公共交通の事業者も変わって、免許返納は当然目的ではないですけども、より利用しやすく、またやっぱりその免許を返すっていうのはものすごく本人にとって、地域懇談会でもありましたけど、自分の人権を奪われたようなすごく大きな選択を迫られることになる方が多くいらっしゃると思うんですけども、やはり家族からするとすごくやっぱり不安を抱えていて、いろんな相談を受けます。実際ゲンキーとかでも車が突っ込んでガラスが割れたりとかですね、自損事故が目に見えて増えている印象を受けますので、そういった方々が本当に安心できる。また、それ以外の、例えば高校生とかいろんな若年層の夏休み中の楽しい使い方みたいにおいても、今でも取り組みはされてますけれども、もっと幅広く身近な公共交通になるように、ぜひいろんな制度を作っていただいて、しらかポイントは使えないということですけども、そのことと結びつけることによって、ポイント付与であってもその先のお店で使えるということであれば、結果返ってくるような自分のものになってくると思いますので、ぜひそういったところ、また町民ともいろいろな交流をしながらですね、新しい制度を作っていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

議 長

それでは5番 佐伯好典議員の質問を終わります。

次に、1番 伊佐治優議員。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前にというか、今までの皆さんと同じですが、先般の選挙で2期目の当選をさせていただきました。今まで以上に真摯に議員活動を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、地域スポーツクラブについて質問させていただきます。

少子化により従来型の学校単位での部活動の確保が困難になることで、チームスポーツの人数が集まらない等の事案が数多くあり、スポーツに関わる機会の減少が心配され、

より良いスポーツ環境の提供等の観点から、学校単位の部活動を、地域単位のスポーツクラブ活動に移行し、様々なスポーツと触れ合える機会を与え、専門家の指導を受ける環境を整備し、子供たちの選択肢をより広げ、将来への可能性を育てることを目的として、文部科学省は地域スポーツクラブへと方向性を示しており、白川町では、令和5年度から地域スポーツクラブへの移行が進められています。

白川中学校では、平成30年に当時の女子ソフトボール部が部員の減少から部が廃止され、その翌年に男子バレーボール部も廃止され、保護者が中心となって、スポーツクラブ設立に動き、スポーツリンク白川のクラブチームとして、現在それぞれに活動されてみえます。今後さらに子供の数が少なくなることは確実で、団体スポーツ競技だけでなく、スポーツ活動の人員確保は、厳しい状況と思われます。また、一部の個人種目の部活動で、専門の指導者がいないと大会出場も叶わないとの話も聞きました。

幸いなことに、白川町にはスポーツリンク白川があり、中学校と連携して充実したスポーツ活動の実施に努めていただいていると思います。資格のある専門の指導者のもとの活動、それとスポーツ傷害保険の加入と、保護者に配慮した活動がなされていると思いますが、次の4点についてお尋ねしたいと思います。

一つ目ですが、少子化の中での部活動を続けている黒川中学校と白川中学校の活動の統合か交流は考えていないか。また、より広域の、例えば加茂郡と美濃加茂市を含めた地域での子供たちのクラブ活動での交流を進めることができないか。白川町のスポーツリンク白川がこの地域で先進的な活動をしていると思いますが、これを白川町ではなく、広域の中での中核組織として活用するなどの構想はありませんか、お尋ねいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

議員からは地域スポーツクラブのことについてご質問を受けました。

今の議員の質問にもありますが、私から答弁の前に、国および本町における部活動の地域移行の現状をお伝えします。先ほどの議員の質問と重複しているところもあります。

まず、議員が指摘されていますように、少子化で廃部になる部活動が増えている。さらに専門的な指導ができない学校職員にとっては、この部活動が負担になっていることなどの理由により、国は、令和5年度から令和7年度までの3か年を改革推進期間と位置づけ、まずは休日の部活動の地域移行を図ることを目標としてきました。しかし、各自治体の取り組みは様々で、十分な地域移行が進まない現状を受け、令和8年度から3か年を前期実行期間、令和11年度から3か年を後期実行期間と新たに位置づけるとともに、地域移行を地域展開と改め、部活動を地域に移行するというより、地域クラブという形で地域とともに進める必要性を打ち出しています。

本町では、早くから総合型地域スポーツクラブ設置に着手し、子供たちによりよいスポーツ環境を提供してきた実績があります。しかし、少子化や専門的指導の課題は、全国と同様です。そこで中学校の統合も視野に入れ、本町では、まずは休日ではなく平日も含めた地域移行を目標とし、令和5年度から国の実証事業の採択を受け、スポーツリンク白川が主体となって、中学生を含めた町のスポーツ環境の整備を進めています。

それでは議員の質問にお答えをします。

一つ目の、少子化の中で部活動を続けている黒川中学校と白川中学校の活動の統合か交流は考えていないかについてお答えをします。これまで教育委員会では学校再編と並行して、部活動の地域移行も検討してきました。予定どおり令和11年度に統合が実施されれば、部活動やクラブ活動も統合し、新たな形で展開できることになります。統合までの今年を含めて4年間のことを議員が提案されていると考えますので、現在の体制について紹介をします。白川中学校の6種目は全て地域クラブとなっています。黒川中学校の4種目のうち、ソフトテニスは今年度から保護者クラブとしてスタートしました。ただ3つは、部活動として、教員が指導しているという状態です。このように白川中学校と黒川中学校の体制は異なりますが、個人でスポーツリンク白川の会員になることで、地域クラブに参加できるという町の体制も持っています。黒川中学校の生徒もこのスポーツリンク白川の会員になって、地域クラブに参加している生徒が多くいます。

二つ目の、より広い、例えば加茂郡と美濃加茂市を含めた地域での子供たちのクラブ活動についてお答えをします。これからさらに少子化が進み、白川町だけではクラブ活動が維持できなくなる可能性があります。これは白川町に限ったことではなく、議員のご質問にあるように、近い将来、加茂郡または可茂地区のエリアで活動を考える時期が来ると考えています。そこで、これを子供の立場で考えると、平日は各市町村で地域クラブまたは部活動を楽しみ、休日には広域のクラブに参加できるようにしてやれば、選択肢が増えることと思います。現在可茂地区教育長会ではこのような体制の必要性を議論しています。今後は首長の会議、関係団体の会議などで、広域連携の地域クラブの運営を協議していただくよう働きかけていきます。

三つ目の、スポーツリンク白川を広域の中核組織として活用することについてですが、現在それぞれの市町村はいろいろな形態の運営主体を持って地域移行に取り組んでおります。その中でも法人化しているスポーツリンク白川には多くの実績があるので、中核となることが十分に考えられますが、広域連携の地域クラブを検討する場で、これについても協議していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

再質問させていただきますが、先ほどのお答えで、令和11年に黒川中学校と白川中学校が統合して、クラブ活動も統合すると、新たな形で展開するというお答えでございますが、新たな展開という具体的な形と方法はどんなものかをお考えでしたら、教えてくださいませんかと思います。

それと、スポーツリンク白川の会員になるということで、地域スポーツクラブに参加できるということです。その中で先ほど、今でも参加している生徒がおみえということですが、黒川中学校や他の町村からの、いわゆる今の地域クラブ参加者のクラブの種別と人数でございますけども、いかほどかということをお尋ねしたいと思います。また、可茂地区の教育長会での広域でのスポーツクラブの必要性を議論しているというお話でございましたが、それこそ少子化は待ったなしです。議論をしているというよりももう動き出してもいい、動き出しているのかという、ちょっと思うところもございますけども。早急にその次の段階へ移行してですね、できれば今の教育長さんの任期中にですね、そういう広域連携の体制が作れないかということを望んでおりますけども、どうでしょうかというのが一つでございます。

それと、今のスポーツリンク白川は一般社団法人であり、それこそこの地域では画期的な組織ではないかなと思います。それこそスポーツリンク白川のホームページを見ますと、地域連携の中核的な役割ということが謳ってあるというか、書いてございますけれども、それこそ本当に中核としての位置づけを期待するものであり、それらも含めて十分な地域での協議を早々に進めていっていただきたいと思っておりますけども、その点はどうでしょう。

議 長

質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩します。

(午後2時00分)

議 長

会議を再開いたします。引き続き一般質問を行います。

(午後2時10分)

答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

学校統合した場合の新たな形ということで、まずご質問を受けておりますが、統合をする前から、あるいは統合してから、クラブ活動というのは自主的参加の賜物です。これにできるだけ多くの生徒が参加し、文化活動とかスポーツ活動から離れていかないようにしなければいけないと思っています。参加することによってその活動を楽しむ、仲間づくりをするということを目指しております。

そこで、統合した場合の新たな形については、これは案ということで、事務局あるいは

は新しい学校づくり検討委員会などでも提案したりして意見を聞いている段階ですが、まだ決定ではないので、まだまだこれからいろいろな提案がありましたら、作り込んでいくものだと思っておりますが、大まかな案をご紹介します。

まず平日ですけども、平日については、授業とか放課後の活動が終わってから、だいたい午後5時ぐらいから午後6時半ぐらいは活動をするというふうにします。活動が終了しましたら、現在でいうと午後6時40分に白川口駅から出る高校生のバスがあります。これを白川中学校の方に回すと、経由しながら、各地区方面へ高校生だけでなく中学生も乗って帰宅できるようにするというので、現在そういった時間の活動は、保護者が白川中学校まで、あるいは会場まで迎えに行くということをずっと長年続けてきたけれども、先ほど言いましたように、多くの子がスポーツに文化に参加できるようにするためには、帰りのその帰宅手段も支援していこうということを考えています。そのためには、公共交通との打ち合わせとか費用を試算するとか、こういったことが必要になっていきます。

種目については、現在、白川中学校の生徒がやっている種目、黒川中学校のやっている種目が続けられるような種目を設置できたらいいなと思っております。そうなった場合は、もしかしたら中学校の体育館だけではなくて、みかわドームだとかあるいは大野台の体育館あるいはグラウンドとか、そういったところで練習をするというような、そういう場合もありますので、その辺の詳細は、まだまだ詰めていかなければいけません。

休日については、白川中学校での種目に参加することはもちろんいいわけですけども、どうしてもさっき言いましたように種目の数が限定されていますので、白川中学校にない種目について広域のクラブに参加できるように、これについては個人で参加をしてもらうということで、そういった動きになっていくかなと思います。休日についての送迎は大変複雑になる。今でも休日については保護者が対応しておりますので、現行と同じような形になるかなということを思っております。これがおおまかな案でして、白川町としては平日も休日もクラブ活動でやっていくというのはそういうことです。

二つ目の、黒川中学校や他町村からのスポーツリンクへの加入ということですけども、黒川中学校は現在34名の生徒がおります。この中で19名がスポーツリンク白川に登録をしまして、先ほど言いましたけど、ソフトテニスがクラブ化になっていて、これに11名、白川剣道クラブに1名、それから白川フットサル6名、その内白川サッカーにも入っている。ネクサスバレーボールに1名と、こういうふうにして黒川中学校の部活動と同じような種目、あるいは黒川で行われているような種目に多く参加しております。中には、美濃加茂市のバレーボールに参加している子も2名いると、こういうことで、遠方で活動に参加している子もいます。逆に、町外でスポーツリンク白川に登録しているというのは、町外者は90名ということを聞いております。高校と一般で31名です。中学生以下は59名、中学生以下の一番大きいものは、硬式野球教室の29名

というふうになっております。その他にネクサスのバレーボールで7名、ボルダリングで8名、フットサルで5名というような内訳になっていまして、町外からも多くの子供が町内のスポーツに参加しているということがわかります。

三つ目の広域連携ということで、私の任期内で広域連携の体制が作られることを望むというのは、大変強い要望と激励をいただきましたけども、頑張りたいと思っておりますが、加茂郡内では、中学校が町村1校とかいうふうにだんだんできております。今年の春には七宗町が七宗中学校1校になりましたので、2校ある町は白川町と八百津町で、あとは全て1中学校になっています。統合も進んでいますけども、統合しても人数がそんなに増えるわけではないという状況ですので、多様な種目を多様な人とやりたいといったときに、特に加茂郡においては、広域連携が必要だというふうに考えております。平日は各町村で学校でのクラブを主体にやっても、休日になったら、広域での練習ができるように、そういった体制づくりを働きかけていきたいというふうに思っております。

スポーツリンク白川は法人になっている団体でして、どの市町村も地域展開のための組織を持っているというふうに先ほど言いましたけども、もう少し詳しく言いますと、美濃加茂市は教育委員会総務課の中にあります。それから可児市は市長部局の方にスポーツ文化課というところがあります。そういったところが運営をしておると聞いております。加茂郡と可児郡は教育委員会の中に担当がいて、そこが運営をしていくというような現状です。ですから、白川町のようなスポーツリンク白川を立ち上げているというのは本当はないという。川辺町が少しそういう動きをしようというふうにしているわけです。

しかし、広域連携のスポーツを展開していこうと思ったら、こういったスポーツリンク白川のような運営主体がもう必ず必要で、この広域になったときにスポーツリンク白川のこれまでの実績を提供しながら、今後絶対必要な運営主体を設立あるいはスポーツリンク白川もその一翼を担うことができるかもしれないということは私も考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

はい、ありがとうございました。

いろいろ教えていただきましてありがたいと思っておりますけども、その中で、まずクラブ活動についてでございますけども、いわゆる平日活動時間を午後5時から午後6時半という。今、おっしゃっておみえでしたが、種目によっていろいろあるので一概に

は申しませんが、地域指導者の立場から考えると、やはり午後5時から指導に入るのはなかなか難しいのではないかなと。大体普通に考えますと、午後6時半ぐらいからが指導の始まる時間、クラブ活動の開始時間、それから考えて、午後8時とか午後8時半というような時間になると思われます。この後続くのはまた後で質問するお迎えの話になってくるのでちょっとそこはあれなんですけど、始まる時間の話で、学校は午後5時に終わってしまいます。先ほど言いましたように、部活動によっては午後6時半から始まるっていうことは1時間ほど時間があきますよね。普通に考えて1回うちへ帰るよというような形になると思いますけども、そうしたときに、白川界限というか蘇原ぐらいまではオーケーなのかなと思わなくはないんですけど、やっぱり通学時間のことがあって、今ここで言いますと、黒川とか佐見、例えば一緒になって動き始めますと、何のために1回帰るんやという形になってしまうと思うんです。なおかつ今度はその開始時間に合わせて連れてくるなんていうことでまた大変になってくる。そうすると、その子たちの居場所を今度考えてあげないと、町民会館とか楽集館とかあるのかもしれないけど、これが、新しい学校ができた段階ではひょっとしたら学校の中でということもあるかもしれないけど、そんなことで間の時間、1時間半ぐらいの間を過ごせる場所というのは、どんなふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思いますし、広域連携の件につきましては、本当に今のスポーツリンクに関してね、一般社団法人ということで、しっかりした団体っていう言い方がいいのかどうかかわからないですけど、画期的な形で動いていると思うので、そのPRをもっとどんどんしていただいて、先ほど言いました、少子化で可茂管内の中学校も少ないという話は、もう今に始まったことではないので、1日でも早くみんなが自由に動けるといえるのか、スポーツができる環境をですね、それぞれと連携して取っていただけるように検討して、1日も早く検討していただきたいと、そんなことを思います。最初の質問です。ちょっとお答えだけよろしくお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

ありがとうございます。まさに今議員がおっしゃったところは課題になっていまして、今後詰めていかなければいけないところというふうに考えております。

まず、指導者が地域指導者だと、確かに午後5時にそこへ着くっていうのは非常に難しいことなので、時間をずらせば、地域指導者として入ってもらえるかもしれない。指導者のことで言いますと、教員が指導をすれば午後5時は可能だということですが、最近の動きとして、教員が指導することはだんだん減っていますけども、できないわけではなくて、兼職兼業の届けを出して申請をして認可して、教員が地域指導者になってやることもできますので、そのあたりについてはまだ今後詰めなければいけないことだと

思います。もし開始時刻を下げた場合の子供が過ごす部屋は、新しい校舎になったら、ここがそういった場所に使えるってことははっきりしていますが、現在でも教室等はないわけではないんですけども、結局そこもそれを見守ってくれる人の問題になってきますので、これについても体制を作るときに合わせて検討しなければいけないということで、まさに議員おっしゃっているとおりです。これからの課題だと思っています。

それから、スポーツリンク白川ですが、本当にあの一般社団法人としてこの実績があるということで、先ほども言いましたけど、管内の市町村にこういったものがなくてやっぱり教育委員会の中、あるいは専門の課というところで動いているので、白川町が行っている方法を知っていただいて、そういった運営主体が必要であるというような働きかけをしていきたいと思います。本当に白川町の子が町外と一緒にスポーツをやっているという子もいますけども、大体が何ていうんですかね、口伝いで発見して、そのあのクラブに入れてほしいね、いいよと言って、そこでその白川町にはないものに参加しているのは、大体の情報源は保護者同士の情報交流で始まっているもんですから、もう少しそういったものを統括したようなことからまずやっていけば、いろいろなスポーツに参加できる場所があるなというようなこともできるので、広域のスポーツの何ですかね、種類とかいったことを皆さんに周知していく、こういうようなことも進めながらいきたいなということを思っています。ありがとうございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。いろいろ考えておいていただけるのでありがたいと思いますが、この中ですけど最後の一つの質問ですけども、それこそタベ聞いたばかりなので、よくまとまってないですけど、白川中学校の女子バレー部が人数が少ないということで、地域移行のスポーツクラブにどうも変えたいっていう検討されているというお話を聞きました。まさかこうね、今日こういう一般質問するために聞かされたのかっていう全くタイムリーな話だったんですけど、いわゆる女子バレー部がそうやって始めたというのをちょっと聞いたんですけども、それに対して、教育委員会というか、スポーツリンク白川の、援助というか手助けとかいうか、そういうことはどんなふうに、知ってみえるかどうかっていうのがまず第一なんですけど、これからどんな形で手助けをしてあげるといったようなことがもしわかれば、教えていただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

ご質問いただきましてありがとうございます。今のご質問にありました、白川中女子バレー部のクラブ化の件につきましては、教育委員会として情報は知っておりませんでしたので、今日この場で初めて聞かせていただきました。ただそういった形で部活動として維持できなくなり、クラブ化を目指すっていうところは今後もあると思いますし、今までも廃部からクラブ活動に持っていったっていう部分がありますので、そのあたりは保護者の話を聞きながら、スポーツリンク白川のクラブ活動として位置づけるのであればですね、スポーツリンク白川の活動の内容とかどういった手続きが必要ですよというところも話をさせていただきながら、子供たちが今までどおり、今まで以上に活動できるような、そんな支援は行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

またぜひ具体的なお話がありましたら、スポーツリンク白川であつたり、教育委員会の方にお越しいただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。今後ともですね、僕もアンテナそんなに広い方ではないのであれですけど、何とかアンテナを広げてですね、協力していきたいなというふうには思ってますので、その際には当然、教育委員会、スポーツリンク白川共々ですね。よろしくお願いしますと思います。

それでは次の2番目の質問でございますけども、今のスポーツリンク白川でございますけども、これからも含めて今までもと思うところでございますけど、活動の幅が広がると、当然それに伴う事務量が増えてまいります。現在の職員数でこれらの事務をカバーできなくなることも考えられますが、この点についてはどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

それでは二つ目の質問、今後のスポーツリンクの体制についてお答えをします。

本町の部活動の地域移行に伴うクラブ活動の受け皿になることで、運営主体となるスポーツリンク白川の事務局の体制強化は必要だと考えております。

現在は事務局長1名、指導者メインの職員が1名で、事務職員が1名、施設の管理職員が1名という4名体制となっておりますが、先ほど以来お話が出てます令和9年度に向けた本格的な地域移行に向けて、令和8年度からスタッフの増員を検討していきたい

と考えております。具体的には、現在行っているスポーツリンク白川の業務の他に、今白川町が取り組んでいる地域移行に係る実証事業の仕事としまして、スポーツリンクバスの運行調整であったり、指導者謝金の支払事務、また、指導者の研修機会の充実やクラブ活動を行うための各中学校との連携・連絡が必要になってくると思います。

また、先ほど言いました実証事業につきましては、現在町の一般会計で行っておりますが、そういったものも今後スポーツリンク白川の会計の方へ移すことも含めて検討を進めていきたいと考えております。

議員からの先ほどの質問にあります、広域連携の中核をスポーツリンク白川が担う場合には、さらに業務が増えることが考えられますので、その時々の実情に応じた人員体制を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。

今のスポーツリンク白川の事務体制についてですね、お答えいただきまして、いろんな大変な事務量を4人の方で担ってみえるということはよくわかります。先ほど言われました、令和9年を目指しての人員を増やすということでございますけども、令和8年度から徐々になのか、1年後なのかは別としまして、本当に人員の体制は先ほど言いました広域云々っていうのを考えますと、本当にそれがやれる体制を1日でも早く構築していただくということをお願いしたいと思いますし、今のスポーツリンク白川が管理している施設がございますが、その他にですね、社会体育に関する施設が多々あると思います。それについても、今それぞれ地域で管理をしているというのが実態だと思いますけども、この辺の管理についても、スポーツリンク白川が一元管理するということとはできないのかとちょっと思うところでございますけども、その辺についてのお考えを教えてくださいたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

それでは再質問の、町内体育施設の管理をスポーツリンク白川が担うことについてお答えをします。現在町内には13の社会体育施設がありますが、担当課としましては現状の利用状況を踏まえた上で、今後整理していく必要があると考えています。コロナ禍以降ですね、町民のスポーツ機会の減少とあわせまして、社会体育施設の利用もかなり

変わってきております。ここ数年でコロナ前に戻りつつある部分もうかがえますが、この猛暑によって昼間の運動機会が制限されていることであったり、軟式野球やソフトボールでの夜間の使用というのは、以前の状態に戻るのは難しいかなということを考えております。

また、各施設の管理方法につきましても、これまでの運営委員会という形式から、地元の協議会等による管理に変更した事例もございます。先ほど言いました現在の13の社会体育施設を、町の社会体育施設として維持する必要があるかどうかも含めて、今後の方向性を出す過程において地元との協議であったり、今ご提案いただいたスポーツリンク白川の管理とすることも含めて、検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。今のお話の中でいわゆる地域、協議会へ管理を移すというお話が出ましたが、協議会の中でも、やはり、人材不足という言い方は失礼ですけども、今、協議会の事務についても、やっぱり役を減らそうというような話があるときに、この管理までっていうのはどうかとちょっと思うところがあります。例えの話で申し訳ないんですけど、例えば今、進められておるはずですがDXではないですけど、施設の予約云々というのはDX、使える使えんというのがちょっと前提にあるので何とも言えませんが、予約画面見たらここ空いてるならここ予約しましょうとかっていうぐらいは何とかできるんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味のDXを進めていただきたいなという思いがございます。予約だけ取れば、あとは施設のちょっと何かこれは例というか、挙げていいのかどうかちょっとあれですけど、三川のクラブハウスでは、今管理を任せておみえですけども、今度この次の4月からは何かキーボックスを使ってそこから鍵を使用するというお話を聞いたんですけども、その例ではないですが、他の施設でもそういうことが可能ではないのかなという、ちょっと思うところがございます。

何にしましても、いわゆる地元の方ですね、快く引き受けていただければそれに越したことはないと思いますが、それにしてもですね、予約状況云々というのはそれぞれ尋ねるのではなしに、町で一覧して確認できるようなやっぱり方法をですね、1日でも早く確立させていただいて、もっと簡単に、簡単に管理ができるという言い方はおかしいですけど、そういう見たりするのが簡単にできるような事務の改革をですね、それを進めていっていただきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

管理の方法につきまして、ご提案いただきましてありがとうございます。

地元との調整につきましては、当然、今おっしゃられたような地元の実情等があると思いますので、そこは相談をしながら地元の意向を聞きながら、管理の方法については調整を今後していきたいなと思います。

また、予約状況等につきましては、現状、スポーツリンク白川が指定管理を受けている大野台の施設であったり、切井、油井、またみかわドームにつきましては、スポーツリンク白川が指定管理を受けておりまして、スポーツリンク白川のホームページの方で施設の使用状況が見れるような形になっております。そういった部分が、多分利用者にとっては非常に便利かなということを思いますので、今後は先ほど言いました社会体育施設の整理の中で、そういった部分も含めて教育委員会として調整したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。今の予約の話、本当によろしくお願ひしたいと思います。次の質問に行く前に今の予約の話ですが、スポーツリンク白川のホームページに行って、納得をしているところですが、これ還暦野球の話ですが、ちょっと使いたい日があつてそこでポチって予約できるかと思つたら、予約はやっぱり連絡しなきゃということやつたんです。しょうがないなとは思ひながら、できれば今のそれも。たまたまネットが使えたんですけど、そのポチで予約ができるとすごく嬉しいなつていうのを実感しましたので、できるだけ早くですね、そちらの方面の事務の改善の方をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問ですけども、今のスポーツクラブの町内の活動に戻つての質問でございます。黒川、佐見などの遠隔からの移動についての質問でございますけども、現在佐見地区のみが運行しているスポーツリンクバスが帰りでございますけど、午後7時ぐらいということでございますけども、先ほどの話です。指導者の都合上ですね、午後8時以降に終了するクラブがあるのではないかと聞いておりますけども、今後のその保護者の負担を考えると、送迎についてはどのようにお考えかお聞きたいと思ひます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

それでは三つ目の質問、クラブ活動の送迎についてお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、送迎の負担は保護者にとって大きな課題だと認識をしております。一昨年開催しました町の部活動地域移行の会議の中で、参加した保護者の皆様から、送迎の負担であったり、移動手段の確保について多くの意見をいただきました。現在は、国の実証事業において佐見地区の生徒のためにスポーツリンク白川の活動が終了する午後7時に白川中学校を出発する下校便、佐見スポーツリンクバスを町で運行しております。白川中学校と佐見中学校の統合以降、遠距離通学となる佐見地区生徒に限った特例であり、議員のご質問にあった午後8時以降の活動や佐見地区以外の地区には対応できていないのが現状です。

部活動の地域移行が本格化する令和9年度につきましては、先ほど以来お話ありますように、新校舎開校の年でもあります。教育委員会、新しい学校づくり検討委員会におきましては、部活、スポーツ活動をテーマに協議をしておりますし、今後は学校地域連携部門や通学部門という組織において、クラブ活動終了後のバス運行など、移動手段に関する協議を進めていきます。基本的には佐見地区だけでなく、全ての地区でクラブ活動が終了する頃にですね、使えるバスの運行が必要になると考えておりまして、具体的には先ほどもお話ありましたが、おでかけしらかわで高校生が帰宅に利用している便を利用することで、午後6時、午後7時台に町内の各地区へ帰宅できる、そんな体制を確保したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございます。なかなかバスでのつていうのはなかなか難しいところだとは思いますが、先ほどの話で、いわゆる終わる時間が午後8時を超えるものも出てくるということなんですけども、スポーツ活動が。そのときに、これはまた保護者の方と相談でつていう話になるかもしれませんけども、やっぱりやる側というかね、こちら側としては午後8時台の確保が必要ではないかなとは思いますが。現実には想定としては、保護者の方がですね、送迎をされるのではないかなとは思いますが、やはり体制としては、送っていけるよつていう、やはり体制を取るのが必要ではないかなと思いますけども、くどいというか繰り返しのようになってしまうんですけども、そんなことは考えてみえないか、お尋ねさせていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

再質問としまして、佐見地区スポーツリンクバスの増車の部分についてご質問をいただいたかと思います。

スポーツリンクバスの状況を少しだけ詳しくお話をさせていただきますが、先ほど言いましたように、白川中学校を午後7時出発としていますので、最も遅い生徒の帰宅というのは午後8時頃になると思います。町が運行するスクールバスになりますので、各クラブからスポーツリンク白川に提出していただいている活動計画書というのをもとに、教育委員会から大新東株式会社に運行をしています。運行の内容につきましては、各クラブの代表が集まります部活動育成会っていうのがございまして、白川中学校の場合は、そこに教育委員会が出席してですね、毎回保護者の代表が交代するタイミングで、佐見スポーツリンクバスの基本的な考え方について、保護者であったり、クラブの地域指導者の方にも正しく理解していただくようお願いをしております。地域指導者には遠方となる佐見地区の生徒に関しては、活動が途中でであっても、バスの時間に間に合うような指導上の配慮をお願いしています。それでも最後まで練習に参加される場合は保護者の対応になりますよということをお願いをしております。以上のような状況のことから、町としては現状の午後7時出発っていうところはリミットかなということを考えていますので、現時点では午後8時以降の増車については、もう少し考えたいなと思っておりますが、先ほど以来お話していますように、今後の学校再編の中でですね、クラブ活動終了後に各地区へ帰っていける便を検討する中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。よくよく保護者と、クラブと、ご協議をお願いしたいと思えます。

それでは最後でございますけども、指導者謝金についてです。指導者は当然ですが、資格を持ってみえまして、自分の時間を使って指導されております。以前はその人たちの善意と情熱によって活動がなされたと思いますけども、今は部活動の地域移行によって謝金が支払われているというのが現状だと思いますけども、謝金については若干少額であるというふうに思います。指導者本人は、指導、いわゆる情熱が先に立って、あんまり謝金のことは念頭にない。昔私もやっております、確かに謝金っていうかね、お

礼ですっていただくと、ちょっと嬉しいなっていうときありましたけど、間の時はそんなこと全然思いませんけども、本当に情熱に基づいて活動がなされております。

その中で今の岐阜県の最低賃金が1,001円ということで、1,000円を超えておりますけども、一説によると1,500円から2,000円が指導者謝金の相場というようなことも出ております。現在から思うと、それこそ3倍から4倍の支出になると思いますけども、謝金についてどのようにお考えか、お尋ねさせていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 鈴木幸祐君)

教育課長

それでは四つ目の質問、指導者謝金についてお答えをします。

指導に対する対価として、指導者謝金は必要なものだと考えております。議員の質問にあるように、本町のスポーツ少年団や中学校の部活動、クラブ活動の指導者はとても熱心で、その善意と熱意により、子供たちの活動が支えられてきました。町としては、令和5年度からスタートしました国の実証事業を活用し、指導者謝金の支払いを始め、今年で3年目を迎えております。令和6年度の白川中学校におけるクラブ活動の指導者は文科系を含めまして23名で、年間の総指導回数が1,622回、総指導時間数が3,427時間という実績になりました。現在は、指導実績に応じた謝金単価の設定をしております。令和6年度は1時間あたり400円で、謝金の総額は137万円余りとなりました。実証事業を行うことによって、年間の指導日数や指導時間など本町の現状と今後必要な謝金の予算規模を把握するために現在取り組んでおります。ちなみにですが、令和6年度の実証事業におけます岐阜県県内の謝金単価の状況ですが、平均時給は876円です。内訳としまして、時給500円未満、本町もここに当たりますが、それが39%、500円から1,000円までが10%、1,000円が41%、1,000円以上が10%という状況で、最も高い最高の時給額は1,600円となりました。本町としましては、時給1,000円を一つの目標としておりますので、2年間の実証事業の実績をもとに今後の謝金を試算しますと、年間で350万円から400万円程度の予算が必要になりますので、財源確保が当面の課題だと認識をしております。これにつきましては、町として県を通じてですね、国へ指導者謝金に対する地方財政措置を強く求めているところです。現在行っております実証事業が終了した場合においてもですね、町として負担できる額を検証しながら、持続可能な体制のあり方を引き続き検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。先ほど言いましたように指導者っていうのは、子供たちが元気にスポーツを楽しんで、なおかつその結果、その成果がですね、結果として現れたときには、本当に一番指導者冥利に尽きるなという思いはありますけども、先ほどありましたように、やはり、今の1時間当たり400円ですが、そういうね、金額に換算するとなかなか厳しいなという思いがございます。そんな中でこれからですね、国の支援の要望は当然のことになってくると思います。なので、それは当然でございすけども、やはり教育委員会内という言い方がいいのか、町全体っていう言い方がいいのかわかりませんが、それこそ本当に事務事業の見直し等でですね、財源を確保していただきたいと思います。年間350万円から400万円っていうのが、全体から見ると大きい少ないかっていうのはなかなか難しいところがございますけども、何とかこの金額を捻出するように、財政当局ともですね、よくご相談していただいて、何とか確保をお願いしたいと思います。ということでね、そういう事務事業をまずしっかりしていただきたいというのがまず第一点と、途中にございます指導実績に応じた謝金単価の設定ってあるんですけども、これについてわかる範囲で結構でございますけど、どんな単価設定かだけちょっとお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

それでは指導者謝金支払いのための財源の確保の部分についてお答えさせていただきます。

一点目のご質問に関しましては、議員からおっしゃられたとおり、指導者謝金支払いのための財源の確保としまして、教育委員会の既存の事務事業の見直しをすることは、本件に限らず必要なことだと認識しております。その上で、今後も実施予定の国の事業を積極的に活用することであったり、スポーツリンク白川としてその協賛金の募集であったりですね、会費そのものの見直しを行うなど、スポーツリンク白川としての自主財源の確保というのも現在課題になっていると認識しています。そういった部分とあわせまして、先ほど以来言っております、国や県への地方財政措置については引き続き要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

二点目の指導者の謝金の単価の部分ですが、指導時間、指導実績に応じて、単価を設定しているっていう部分で、令和6年度は400円という実績にしております。当然町で、予算措置をしている予算の謝金の総額というのがありますので、謝金の総額を先ほど言いました指導時間数というもので割った場合に大体いくらになるかというところを

想定し、予算の範囲内で一番支給できる額を定めておりまして、その額が令和6年度は400円ということになっております。ちなみに令和5年度は370円、今年度は一応500円という形で、徐々に単価については上げていきたいなということを考えておりますが、いきなりやはり1,000円を支給するという形になりますと、当然先ほど言いましたように、財源のところが一番の課題になりますので、指導状況を見ながら、今後につきましても支給をしていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1番 伊佐治優議員)

1 番

ありがとうございました。以上で終わらせていただきますけども、さっきのスポーツリンク白川の人員の話とか、今の謝金の話、もうお金のかかる話ばかりで恐縮でございますけども、何にしても、指導者の方のその今の情熱というか、ご苦労な部分もございますので、何とか少しでも時間1,000円に近づくように、検討をお願いしたいというふうに思いますし、今のスポーツリンク白川の人員については、1日でも早く人員を確保されて、しっかりした体制という言い方は変ですけども、事務量に合った体制を作っていただきたい、そんなことをお願いをいたしまして、質問の方を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長

それでは、1番 伊佐治優議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、3時10分まで休憩いたします。

(午後3時00分)

◇日程第3

議第45号 令和7年度白川町一般会計補正予算(第2号)

議第46号 令和7年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第47号 令和7年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第48号 令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議 長

会議を再開いたします。

(午後3時10分)

日程第3 議第45号「令和7年度白川町一般会計補正予算(第2号)」、議第46号「令和7年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議第47号「令和7年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議第48号「令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、以上、4件を一括議題といたします。

この4件については、9月17日の本会議において、予算決算審査常任委員会にその

審査を付託しておりますので、委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

議 長

予算決算審査常任委員会 三戸勝徳委員長。

(予算決算審査常任委員会 委員長 三戸勝徳議員登壇)

予算決算審査常任委員長

予算決算審査常任委員会に付託された、議第45号「令和7年度白川町一般会計補正予算(第2号)」、議第46号「令和7年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議第47号「令和7年度白川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び議第48号「令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、審査の結果を報告いたします。

本委員会は9月17日委員全員の出席のもと、執行部から詳細な説明を受け、慎重に審議を行いました。

今回の補正予算には新庁舎建設工事に係る経費の、情報発信のためのコンテンツ制作委託料、ふるさと納税の増加に伴う返礼品や事務費、国勢調査事務に要する経費の他、障害者支援や福祉医療助成に関する精算、林業施設の災害復旧事業、物価高騰対策としてのプレミアムポイント付与や創業支援などが計上されております。

また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計についても、制度改正や、過年度精算に伴う必要な経費が盛り込まれております。

これらはいずれも町民生活や行政運営に必要なものであると認め、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

令和7年度も折り返しを迎えようとしております。今回の補正予算に計上された事業を始め、当初予算に計上された事業の着実な執行とともに、迅速かつ効率的に推進され、一層の効果が発揮されることを期待いたします。

審査の過程で出された意見を十分に尊重し、今後とも、長期的な視野に立って、効果的かつ計画的な予算執行に努められるようお願い申し上げ、予算決算審査常任委員会の議案審査報告といたします。

議 長

委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。

まず、本案に対して反対の討論を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

次に、本案に対して賛成の討論を許します。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決いたします。

議第４５号「令和７年度白川町一般会計補正予算（第２号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。

よって、議第４５号「令和７年度白川町一般会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

次に、議第４６号「令和７年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。よって、議第４６号「令和７年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

次に、議第４７号「令和７年度白川町介護保険特別会計補正予算（第１号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。よって、議第４７号「令和７年度白川町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

次に、議第４８号「令和７年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。よって、議第４８号「令和７年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◇日程第４

認第 １号 決算の認定について

議 長

日程第4 認第1号「決算の認定について」を議題といたします。

本件については、9月17日の本会議において、予算決算審査常任委員会にその審査を付託しておりますので、委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算審査常任委員会 三戸勝徳委員長。

(予算決算審査常任委員会 委員長 三戸勝徳議員登壇)

予算決算審査常任委員長

予算決算審査常任委員会に付託された、令和6年度一般会計、各特別会計及び簡易水道事業会計の決算について審査の結果を報告いたします。

本委員会は9月18日、19日の2日間、委員全員の出席のもと、執行部から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。その結果、いずれの会計においても収支は適正に処理され、執行についても適正であると認められました。

令和6年度の決算額は、一般会計、各特別会計を合わせて、歳入97億6,900万円余り、歳出90億5,700万円余りとなり、簡易水道事業会計は、収入6億9,500万円余り、支出8億3,800万円余りであります。町税を初め、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金の徴収率はいずれも高い水準で推移しており、国県の補助事業を積極的に活用して、財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で、住民生活に直結した各種事業がきめ細かく実施されました。

庁舎整備事業では、各種業務が着実に進められ、令和8年1月の新庁舎開庁に向けた準備が進展しております。さらに、小中学校一貫教育推進事業についても、施設一体型小中学校の整備に向けて、基本計画の策定や基本設計が実施されるなど、令和9年4月の開校を目標とする大規模な取り組みが始まりました。

また、財政健全化判断比率等についても基準を満たしており、厳しい状況の中でも、健全な財政運営が維持されているものと認めました。

審査の過程で出された多くの意見や提言、施策事業の執行結果の検証については、今後の予算執行及び次年度の予算編成に反映されることを要望し、予算決算審査常任委員会の決算報告といたします。

議 長

委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。

まず、本案に対して反対の討論を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

次に、本案に対して賛成の討論を許します。

1番 伊佐治優議員。

(1番 伊佐治優議員登壇)

1 番

令和6年度決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

一般会計と4つの特別会計合わせて歳入約9億7,000万円、歳出約9億5,800万円余り、簡易水道事業会計約8億3,800万円の決算額を計上されています。

本町の2大事業の一つである庁舎建設も完成が近づき、もう一方の学校建設は詳細設計が終わり、入札の運びとなり工事の始まりに期待するものであり、今後に期待するものであります。

少子高齢化が進む白川町ですが、移住対策の実施や、関係人口の増加を目指す施策、白川町をよりPRする施策など様々な事業が実施されています。又、町内の足の確保や主要産業への手当となる施策や、安心した子育て環境に資する施策、インフラの整備を進めるなど、安全な生活が営める数々の施策が実施されている事に敬意を表するものであります。

2日間に亘って行われた予算決算常任委員会や、監査委員の監査意見を尊重しつつ、今後の事業推進、予算編成に反映されることをお願いし、賛成討論といたします。

議 長

討論を終わります。採決します。

認第1号「決算の認定について」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長

起立全員であります。

よって、認第1号「決算の認定」については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

◇日程第5 閉会中における総務常任委員会の継続調査について

議 長

日程第5「閉会中における総務常任委員会の継続調査について」を議題といたします。

総務常任委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。

議 長

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定いた

しました。

◇日程第6 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議 長

日程第6「閉会中における議会運営委員会の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出のとおり、閉会中における継続調査の申し出がありました。

議 長

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

議 長

お諮りいたします。

今期定例会は、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日をもって閉会といたします。

ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。

（町長 佐伯正貴君 登壇）

町 長

議長からお許しをいただきましたので、第3回定例会終了に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

今回提案いたしました諸議案につきまして、全会一致でお認めいただき、誠にありがとうございました。審査の過程で出ましたご意見を尊重して、全力を傾注して、的確、効果的な執行に努めてまいります。

昨年のこの時期は、兵庫県知事に関する報道と、県内の首長のハラスメント問題が騒がれておりました。今年は伊東市の市長の学歴詐称問題からの議会解散や、ハラスメントで辞職された首長の議員当選など、昨年同様に似たような事案で報道がなされています。

また、自民党の総裁選も昨年のこの時期でした。石破総理が誕生し、その後、10月には衆議院が解散され総選挙となり、ご承知の結果となりました。今回は5人の候補者による総裁選となり、外交面では、アメリカの関税対応や不安定な近隣諸国との国際情勢、国内では円安に起因した物価高騰対策など、課題が多い中での総裁就任になります。全てがより良い方向に向かうことを期待したいと思います。

さて、議員各位におかれましては、4年の任期の始まりであります。私は任期最後の1年となりました。最後の締めくくりとなるこれからの時間をしっかりと務めていくよう、気を引き締めてまいりたいと思います。

朝晩めっきり冷えるようになってまいりました。体調にはくれぐれもご留意いただきまして、今後とも各位の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

議 長

これをもって、令和7年白川町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員